

第八十七回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第九号

昭和五十四年四月二十四日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 松野 幸榮君

理事 大西 正男君

理事 中村 弘海君

理事 小川 省吾君

理事 和田 一郎君

相沢 英之君

木村武千代君

地崎宇三郎君

与謝野 馨君

加藤 万吉君

細谷 治嘉君

權藤 恒夫君

永末 英一君

出席國務大臣

大藏大臣 金子 一平君

自治大臣 澁谷 直藏君

出席政府委員

大藏大臣官房審

議官 福田 幸弘君

大藏省主計局次

長 吉野 良彦君

大藏省理財局次

長 吉本 宏君

大藏省理財局次

長 迫田 泰章君

大藏省銀行局長

徳田 博美君

自治政務次官

大石 千八君

自治大臣官房長

石見 隆三君

自治大臣官房審

議官 石原 信雄君

自治大臣官房審

議官 花岡 圭三君

自治省行政局長

柳沢 長治君

自治省財政局長

森岡 敏君

委員外の出席者

自治省税務局長

土屋 佳照君

経済企画庁調整

局調整課長 赤羽 隆夫君

経済企画庁調整

局産業経済課長 田中 努君

経済企画庁総合

計画局審議官 高橋 毅夫君

大藏省主計局主

計企画官 伊藤 博行君

大藏省主計局主

計企画官 足立 和基君

大藏省主計局税

制第二課長 大山 綱明君

文部省初等中等

教育局地方課長 加戸 守行君

文部省初等中等

教育局中学校教

育課長 垂木 祐三君

文部省初等中等

教育局企画官 宮園 三善君

厚生省保健衛生

局地域保健課長 杉山 太幹君

厚生省保健衛生

局食品衛生課長 七野 護君

運輸省鉄道監督

局国有鉄道部財

政課長 丹羽 晟君

運輸省鉄道監督

局民営鉄道部監

理課長 中村 徹君

日本国有鉄道理

事 高橋 浩二君

日本国有鉄道経

理局資金課長 中村 重雄君

日本国有鉄道旅

客局総務課長 須田 寛君

日本電信電話公

社計画局長 福富禮治郎君

地方行政委員会

調査室長 岡田 純夫君

委員の異動

四月十八日

辞任

相沢 英之君

補欠選任

天野 光晴君

石川 要三君

同日

辞任

天野 光晴君

補欠選任

相沢 英之君

早川 崇君

同日

辞任

石川 要三君

補欠選任

早川 崇君

同日

辞任

早川 崇君

補欠選任

石川 要三君

同日

辞任

加藤 万吉君

補欠選任

岡田 春夫君

同日

辞任

岡田 春夫君

補欠選任

加藤 万吉君

同日

辞任

北山 愛郎君

補欠選任

大原 亨君

同日

辞任

北山 愛郎君

補欠選任

行政書士法の一部改正に関する請願外一件(藤井勝志君紹介)(第三一〇六号)

同(宮澤喜一君紹介)(第三一三二一号)

同(奥田敬和君紹介)(第三一四四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

○松野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出に係る地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

小川省吾君。

○小川(省)委員 若干かぜを引いておりますので、時ならぬかなんですが、お聞き苦しいと思

いますが、ひとつ御容赦をいただきたいと思

います。

交付税法に関連をして、以下いろいろお尋ねを

いたしてまいりたいと思います。

私どもは、常々、現在の自治省の財政措置は交

付税法の違反ではないかというふうに迫及をいた

してまいりました。法六条の三の二項の「制度の

改正」というのに現行の処置は当たらないのでは

ないかと考えておるわけであります。

そこで伺いたいのは、二分の一を国が見る、言

いかえるならば、二分の一を地方が見なければな

らないというのが制度の改正に当たるといふかど

うかという問題ですが、全額国が見ていくのが当然

だと思っておりますが、それでは制度の改正になら

ないという事で二分の一の負担をすることにした

のか。全額国が措置をしていくことにしていく方

か。

第一類第二号

地方行政委員会議録第九号

昭和五十四年四月二十四日

第一類第二号

地方行政委員会議録第九号

昭和五十四年四月二十四日

第一類第二号

地方行政委員会議録第九号

昭和五十四年四月二十四日

第一類第二号

地方行政委員会議録第九号

昭和五十四年四月二十四日

第一類第二号

地方行政委員会議録第九号

が当然だと思っておりますけれども、この点についていかがですか。

○森岡政府委員 地方行政制度の改正の内容をどのように解釈するかという問題につきましては、かねがね当委員会において御議論のあったところでございますが、政府といたしましては、法律はかなり幅広い選択を許している、恒久的な制度改正ももちろんこれに該当いたしますが、暫定的な制度改正もその中に当然含まれる、そのようなことから、総額を借入金によって確保し、将来において二分の一を国庫で負担してもらうというのも当然法六条の第三項に規定いたしておりますが、地方行政制度の改正に該当するというふうに解釈をいたしておる次第でございます。

問題は、いまお話しのように借入金の中額を国庫で負担してもらっていいじゃないか、こういう御意見は確かにあるわけでございます。しかし、将来の国と地方の財政の状況あるいは財源配分、いろいろ考えてまいりますと、たとえば地方の一般財源、これは大宗が地方税と地方交付税でございますが、そのうち国税の動向によりまして影響を受ける部分というのは大体二分の一程度というふうに考えられます。それからまた、これもかねがね申し上げておりますように、国と地方との一般財源の割合は、交付税を地方に寄せて再計算しますと半々ということになっておるわけでございます。そのようなことを彼此勘案いたしまして、

国の将来における償還費の負担は二分の一というふうな大蔵省との間で考え方の合意を得て、そのような法案を五十三年度に提出し、御審議をいただいて成立したわけでございます。私どもといたしましては、そのようなものもその状況を考えまして二分の一の国庫負担ということで努力をしてまいるといふふうにいたしたいと考えておる次第でございます。

○小川(省)委員 二分の一を国が見ていくということなんですが、将来にわたって国が全額を見るといふふうな方向を打ち出していくことは可能なんですか、ほとんど望み薄といえますか、絶望に

近い状態なんですか。

○森岡政府委員 経緯につきましてはいま申し上げたとおりでございます。ただ、二分の一の地方財政が償還に責任を持たなければならぬ部分につきましては、これは当然その償還費を地方財政計画の歳出に計上いたしまして必要な財源措置は的確に講ずるわけでございます。したがって、それをもまた国の税財政制度の中で、国家財政、地方財政双方含めまして税財政制度の基本的な改正の中で必要な財源措置を保障していくわけでございますから、結論的に申しますと、地方団体の財政運営に迷惑をかけることはないというふうに私どもは考えています。

そういうことでございますので、成立いたしました五十三年度法の考え方を将来にわたって変更をするという考え方は私どもとしては持っていないのでございます。

○小川(省)委員 いや、いま言われることはわかるのですが、国の税収の減によっていわゆる交付税の総額が確保されない、こういう結果としていまのような措置がやられておるわけでありまして、私どもは何としても理解しにくいわけですね。そういう意味では、当然私は全額を見ていくような方向に向かって努力をしていくべきではないかというように申し上げておきたいと思っております。

そこで、国税の増収が期待をされない、国税が減収の状況である、こういうことで多額の国債が発行されておるわけですが、国債発行下の地方財政についてはどのようなお考えに立っておりますか。

○森岡政府委員 この点につきましては、国家財政が四十一年度から本格的に国債を含めた財政運営に入りまして時点にかなり議論が行われたことは御承知のとおりでございます。そしてまた、一部に、いまお話しのように、たとえば国債の発行額を交付税にリンクさせてはどうだろうかという意見もあります。あるいはまた、建設国債は別として、赤字国債についてはそのような措置をとつ

てはどうだろうか、こういう意見もあるわけでございます。しかし、基本的に交付税制度と申しますのは、申し上げるまでもないことでございますが、国と地方の税源配分の一環として設けられておる制度でございますから、ここはやはりその基本に即して考える必要がある。したがって、国債あるいは赤字国債の発行額を交付税にリンクさせるということはいわば権道でありまして、正道ではないといふふうに私も思うわけでございます。そして、そういう意味合いで、必要な交付税総額が不足いたします場合にはいまままでとつてまいりましたような各般の補完的措置でやる。構造的に足りない、現在そういう状況になっておりますが、それに対処いたしますためには、租税負担の増加を含めて地方税及び地方交付税という一般財源の大幅な増強を図っていく、そういう基本的な姿勢をとるべきではないか、かように考えておる次第でございます。

○小川(省)委員 税の減収に伴って国債が発行されているわけですから、国債のうちには三税の増収を期待できない分が当然あるわけですね。そういう意味で、交付税にリンクさせるべきではないかという主張をいたしておるわけでありまして、国債の一定限度のあるパーセンテージを交付税で見ていくという方向はとれないのですか。

○森岡政府委員 仮に国債の発行額の一定割合を交付税にリンクさせるといたしますと、その分はね返って国債の増発ということになります。そのと、国家財政の歳入は不足してまいります。そのような措置をとるのがいいのか、あるいは地方財政としていままで行ってまいりましたような特別会計の借入れによって措置をする、利子は国費でちゃんと見てもらうというふうな形で、かつ、将来の償還費について国の責任を明確化していくという形がいいのかという、その選択の問題だろ

うと思うのであります。

それで、国家財政が現在のような破局に近い大変な状況になっておることでございますので、これ以上国債を交付税分だけ増発するというこ

は、国庫当局としては、これは私どもから見てもとうてい困難なことではないだろうか、厚い壁があると思うわけでございます。そういう意味合いで、いままですべて特別会計借入れ、将来の償還費についての国の責任を明確化するという措置をとつてまいったわけでございますが、その方が現実的であり、合理的ではないだろうかというふう

思っております。

○小川(省)委員 いいでしゅう。いまの議論はどうも水かけ論になるようですから結構です。

そこで、本年度の春闘も大体大詰め段階をあと、あさって以降迎えてまいっているわけでありまして、大体六%前後ぐらいに落ちついていくのではないかと今思っているわけでありまして、

が、これに伴って、当然地方公務員の賃上げもやがては実施されるわけでありまして。本年はたしか二・五%の財政措置がしてあるわけでありまして、そのいわずば差額を含めた財政措置の状況はどうなっておりますか。

○森岡政府委員 お示しのように、給与改善費につきましては、地方財政計画上二・五%の計上をいたしております。地方公務員の給与改定のレベルがどうなるかということにつきましては、お話しした春闘の状況その他が固まりませんと、現段階ではいまだ明確ではございませんが、仮に計上いたしました二・五%の改善率を上回るといふことになりました場合には、御承知のように、地方財政計画上三千五百億円の予見せざる歳出に充てるためのいわば予備費的な歳出を計上いたしております。これは災害等も含めて予見しがたい歳出に充てるための予備費的な経費でございますが、これでおさまり得るような金額でありますれば、それでもって措置をしてまいりたい。もし、それがそうでない、これを上回ってしまうような金額に相なりますれば、別途必要な財政措置を講じます。いずれにいたしましても、各府県、市町村の給与改善に支障のないように的確な財源措置は講じてまいりたい、かように思っております。

○小川(省)委員 予備費的な性格の財源は見えてあ

るわけですが、いま御答弁のように、それでも足らぬ場合には別途財源措置をするということですから、地方団体のいわば給与の改善に必要な経費については絶対太鼓判を押すというか、責任を完全につけて、こういう理解でよろしいですか。

○森岡政府委員 そのように考えております。

○小川(省)委員 次に、これは恐らく官房長だろうと思うのですが、自治省の職員の定数は現在何名ですか。

○石見政府委員 四月現在におきます自治省の定数は、本省で三百九十一名、消防庁で百六十五名、計五百五十六名ということに相なっております。

○小川(省)委員 自治省本省で三百九十一名ですが、現員は何名ですか。

○石見政府委員 実員は自治省本省で三百九十八名となっております。定数に比較いたしました七名増となっております。定数につきましては別途調整定数を認めていただいておりますので、その枠内で七名増ということになっております。

○小川(省)委員 自治省から天下っている職員、表現が悪いといえ、地方に派遣をしている職員の数は現在何名ですか。

○石見政府委員 自治省から地方に出ています職員につきましては、ちよつとその実態と申しますが、本来、県から出てまいりまして自分の県に帰りました者とか、そういうものもございまして、その辺をどう見るかという若干の問題はあるわけでございますけれども、大まかに申しまして、現在地方に出ています職員は約二百名というふうな理解をいたしております。

○小川(省)委員 それから、地方団体から派遣をされて自治省本省に勤務をしている職員がおるはずですが、私の県でも二、三名いると思うのです。名目は研修とか何とか言っておるようでありませうけれども、地方から自治省に來ている職員は現在何名ぐらゐりますか。

○石見政府委員 地方から自治省に來ておりますいわゆる幹部職員、現在の段階では課長補佐であります、幹部職員として來ております者が五

名でございます。そのほかに研修生が、二期に分けてまして年間五十名出向してまいっております。

○小川(省)委員 年間五十名だそうですが、これは予算の関係もあるでしょうが、実際には自治省の三百九十一という定数が不足している、非常に少ないということ、実は研修というような名目をかけて自治省は手足としてお使いになつて初めて自治省の本来の仕事が成立しているというふうに私は思ふわけですね。そういう意味では、当然大蔵に對して、自治省の定数をもつとふやしてもらわなければならぬというのが実態だろうと思ふのですが、いま自治省に地方から派遣されてきている五名の幹部職員と、そしてまた五十名の研修生の費用は、自治省持ちですか、地方持ちですか。

○石見政府委員 五名の幹部職員につきましては国の方で給与を持っております。研修生につきましては、一年間の期間を限つて自治省本省で研修をいたしておりますので、その経費と申しますか、給与費等につきましては、出しましたそれぞれの地方団体が負担をいたしておるという状況でございます。

○小川(省)委員 実際は、自治省の本来の仕事をやていく手足としてお使いになつてゐるというふうには私は思ふわけですが、研修を年一回程度どうやっておるかは別として、実際には自治省本省の中で正常な形で業務に従事をしてゐる、こういうふうに見ていいのでしょうか。自治省に行つてもそういう状態でおりますから、恐らくそういう形になつてゐるわけでしょう。

○石見政府委員 御案内のとおり、自治省設置法によりまして、自治省の任務といたしまして地方公務員の研修ということが掲げられておるわけでありまして、当省におきましては、この規定に基づきまして自治省に於て講習形式による研修をやつておるわけでありまして、そのほか、ただいま先生のお示しにございましたように、地方団体の要望にも沿ひまして、自治省の業務に直接参画して地方自治に關しまするものもろの制度の

企画立案あるいは運用業務に携わつてゐるわけでありまして、この人たちはいわゆる研修生でございますので、もちろん、そういう仕事を通じてそのような研修というのをねらひたいとしております。実務研修の中身といたしましては、職場研修、集合研修、課題研究等を通じて、あるいはいま申しました日々の業務を通じて研修を行つておる。その限りにおきまして自治省の仕事の一翼も担つていただいておりますことでございます。

○小川(省)委員 研修も確かにやつておるのでしようが、自治省の業務の一翼を担つてゐるというのが実態であらうかというふうな思つておられます。実際に、自治省から地方へ派遣をしてゐるいわゆる天下りの職員は、地方がこれを全部負担をしてゐるわけですね。私はこういう姿は正常ではないというふうな思ふわけですが、やはり自治省の定数が足りないというふうな思ふのです。ですから、自治省本来の業務をやつていく上に、いわば補ひ方としてそういう制度が活用されてゐる言へばそれまでですが、そういう形になつておると思ふのです。もつと自治省の職員定数をふやす必要があるやうというふうには思つておられますが、いま官房長がお答えのとおりの実態でありますけれども、この点について大臣はどうですか。

○森岡政府委員 御指摘のように、自治省の担当としております仕事の分量、内容、そういったものから見て、現在の定員が十分であるというふうには私も考えておりません。しかしながら、一方に於いて国の財政がこういう状態でございますから、できるだけ国の経費というものを抑制しなければならぬという非常に強い要請もあるわけでございますから、そういう点を十分踏まえて、現在の定員で最大の努力をしていくことが適当である、このように考えております。

○小川(省)委員 現在の定員で最大の努力をするという事はわかるのですが、もつと大蔵に對して、大臣が率先して強く要求をしてふやすような姿勢でおつてもらわなければ困ると思ひます。

で、ぜひひとつこの点を要望しておきたいと思ひます。

また、保健所に関連をして若干お伺いをいたしたいと思ふのであります。

自治省は、一月の末に財政課長内簡を出しまして、五十四年度の予算編成に對しての指示をいたしてゐるわけでありまして、この中の歳出の部分なんでしょうが、いまちよつと読み上げますとこんなことが書いてあります。「なお、保健所等の補助職員、委託職員等については、国の定員削減方針によりこれらにかかる国庫補助金、委託費等が削減されてゐるものもあるため、この削減が結果的に地方団体の負担増をもたらすことのないよう地方団体も確実に対象人員を削減する等により対処されたい。」こういうような指示を出してゐるわけでありまして、補助金にかかわる職員、わけでも保健所職員等ということで、保健所職員に對して強い指示が出されてゐるわけですね。昭和四十三年以降昭和五十四年度までに三千二百二十五人が削減をされてゐる勘定になつておまして、保健所はいま兼務業務というところで、一人の職員が幾つもの職を兼務してゐるという非常に苦しい行政運営をやつてゐるのが実態であります。

そこで自治省に伺いたいわけですが、保健所が財政的に人的にも大変苦しい運営を強いられてゐる実態を理解をしてゐるのかどうか。こういうことと同時に、地方団体の膨大な超過負担にあえぎながら保健所を運営をしてゐる実態をどう受けとめておられるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○森岡政府委員 御質問の中にもございましたように、この点につきましては二つ問題があると思ひます。

一つは、超過負担の問題であります。当委員会でもしばしば御指摘のように、国庫補助負担金に關連いたします超過負担の解消が、数年来の努力にもかかわらず、なお依然として完全解消に至らないということが地方財政上の大きな問題になつております。その中で、補助職員の問題につきま

つきまして改善すべき点については改善を加えて
いきたいと考えております。

○小川(省)委員 国の削減計画の横並びというこ
とが主要な原因のようですけれども、何も地方の
保健所を国の削減計画に横並びをさせる必要は毛
頭ないわけでごさいます。実際に保健所が業務
運営にも支障を来しているという実態について
は、私なんか目の当たり見て大変よくわかるので
すけれども、厚生省としては業務運営に支障がま
るつきりないというふうにお考えなんですか。

○杉山説明員 御存じのとおり、保健所は管轄人
口一萬のところから、さらにまた管轄人口が六十
万を過ぎるようなところもございます。地域によ
りまして保健所の抱えております事業の実態も異
なっておりますので、ただいま御指摘のありまし
たように、保健所におきましては非常に職員が苦
勞して業務を実施していることは事実だろうと思
っております。この辺につきましても、厚生省と
いたしましてはできる限りの改善措置を今後と
もとってまいりたいと考えているところでござい
ます。

○小川(省)委員 いまの御答弁にあったように、
大変苦しい状態であろう。お役人の答弁としてこ
んな答弁が出てくるのは、実際に苦しいという
ことをはっきり言っているわけですね。ですから、
そういう状態があるということをはっきり認識
をして、改善策について真剣に検討をしていただ
くようにお願いをいたしておきたいと思ひます。
そこで、補助をしているわけですけれども、補
助対象として共済組合の負担金とか、退職手当
であるとか児童手当、こういうようなものが対象
外になっておるよう思うのですが、これはどう
してですか。

○杉山説明員 補助の対象経費につきましては、
先ほど申し上げました単価差の解消以外に、五十
三年度に医師等の初任給調整手当等を加えさせて
いただきました。逐次その改善を図ってきている
ところでございます。ただ、ただいま御指摘にあ
りました管理職手当であるとか、あるいは特殊勤

務手当、あるいは超過勤務手当等、なお補助対象
経費から落とされてはいるものもございますので、
この辺につきましても今後とも努力を積み重ねて
いきたいと考えております。

○小川(省)委員 そういふのが落とされる理由と
いうのは、大蔵が抵抗をするわけですから、そう
であるからますます超過負担はふえてくるという
ことになるわけでごさいます。努力をしていく
と言ふから、それで結構なんですけれども、大蔵
がそういうことに抵抗するために補助対象外に落
とされてしまう、こういうことなんですか。

○杉山説明員 厚生省の中でも、保健所職員以外
にもさまざまな同種の職員等もおりますので、そ
の横並びの措置としての統一的な要求というふう
な形をとって今日まできているわけでごさいま
す。今後ともそういうふうな形で要求をいたしま
して、できる限りの努力を積み重ねてまいりたい
と考えております。

○小川(省)委員 主として厚生省内部の問題のよ
うでありますから、杉山課長に要請をしていくの
は、そういうことが超過負担の大きな原因になっ
ていくわけでありますから、ぜひひとつ特段の努
力をしてこういうものも補助対象に含める、こう
いう努力をぜひひとつ来年度からはしていって
いただきたい、このことを要望しておきます。

先ほど来申し上げておりますように、保健所と
しては業務が非常に多いわけでごさいます。いま
私は、保健所の職員を増強こそすれ、増大するこ
とこそが必要であるというふうに思っておりますし
て、補助定数の削減などはとても考えられない
ような状態でありますから、今後はひとつぜひ定
数の削減等をやめていただきたい、このように
思っておりますが、杉山課長さん、いかがですか。

○杉山説明員 再三申し上げておりますように、
保健所職員の定員削減につきましては、国の措置
の横並びの措置として計画されております関係
上、直ちにこれを中止するとうふうなことは困
難ではないかと考えております。が、しかし、保
健所の機能の改善、向上というふうな観点から、

必要な事業等を担保するための改善措置を今後と
も講じてまいりたいと考えておるところでござい
ます。

○小川(省)委員 ぜひひとつ定員の削減をやめて
いただきたい、このことを強く要望しておきま
す。

そこで、次に食品衛生課長さんにお伺いをいた
したいと思うのですが、食品衛生監視員の増員と
監視体制の強化についてお伺いをしたいと思い
ます。

施設等の監視または指導をすべき食品衛生監視
員は絶対数が不足をしております、とうてい法
定回数による監視もできていないのが実態であろ
うというふうに思っております。最近の実態とし
ては、コレラやあるいは食中毒などの発生に見られ
ますように、食品衛生行政の強化ということは一
急な課題だろうというふうに思っております。食
品衛生監視員は非常に少ない、こういうのが事実
だろうと思ふのです。厚生省の発表によっても、
法定監視率は一九・九％で、各県を見てまいりま
すと、八％、九％というところもあるわけであり
まして、全国的には大体一五％ぐらいの法定監視
率だというふうに思っております。この食品衛生監視員は交付税法上の措置人員という
ことになっておるわけですが、交付税法上では五
十四年度は何人を措置をしておるわけですか。

○七野説明員 いま先生御指摘のように、食品衛
生監視員は地方交付税の対象人員になっておりま
す。五十三年度は一標準団体当たり七十一名が対
象人員ということになっております。

○小川(省)委員 全体では、全国的には幾ら……。
○森岡政府委員 いま厚生省からお話しのありま
した標準団体七十一人を基礎にして推計いたしま
すと、全国で約五千二百人程度の算入というふう
に考えております。

品衛生監視員の数は、昭和五十二年末現在におき
まして総数で六千四百十五名でございます。その
内訳は専任が千六百六十名、兼任が四千七百五十
五名となっております。

○小川(省)委員 六千四百十五名で専任が千六百
六十名ということですが、厚生省としてこれで食
品衛生監視が十分だというふうにお考えですか。

○七野説明員 私たちといたしましては、この食
品衛生監視員の数、総数で六千四百十五名、これ
で十分であると決して考えておりません。毎年、
全国の主管課長会議を開催いたしておりますが、
その席上におきましても、この食品監視体制の充
実につきまして各都道府県に要望を毎年のように
いたしております。

○小川(省)委員 交付税法上でも五千二百人見て
おるわけでありますから、当然五千二百人が専任
でおつてよろしいわけですね。それが実際には専
任が千六百六十名、こういう状態ですから保健所
の業務が大変なことで、業務という状態の命令が多
くなるというのが実態だろうと思ふのです。厚生
省は、いま主管課長会議を開いて指導をしている
と言ふが、専任を置けという指導を実際にやって
おつてもこういう状態なんですか。それとも、今
後とも専任をさらに少なくとも交付税法上で措置
をされておる人員くらいは置けという強い指導を
やっていくおつもりがございませうか。

○七野説明員 先ほど申し上げましたように、私
たち毎年のように全国の主管課長会議で各都道府
県に指導をしているわけですが、食品監視員の増員、それから兼任しておる食品監視員の
専任化、これについて格段の努力を払ってほしい
というふうに主管課長会議の席上で指示をしてお
る現状でございます。

そこで、五十二年は先ほど数を申し上げました
ように、総数で六千四百十五名、専任が千六百六
十名ということでございしますが、五十一年からの
数を見ますと、総数で六十一名の増、専任の
数では七十名の増ということになっておりまし
て、いわゆる専任化が少しずつ進んでいるという

いうことでございますけれども、私もことしの二月、三月の新聞報道でそのような御要望があるということを知りたしておるわけでございますが、その東武線が乗り入れると申しまして、伊勢崎から前橋までの運行は、実際は国鉄がやるわけでございます。したがって、主たる問題はむしろ国鉄側にあるのではないかと申すわけでございまして、東武側におきましても現在輸送需要が非常に少ないと申しますか、東武伊勢崎駅の乗降客は一日三千人程度でございます。約千三百人程度が国鉄に乗りかえるというのが現実の状況であるとか、車両運行につきましても技術的な解決すべき問題が東武にもございます。運輸省といたしましては、そのような状況ではございまして、けれども、地元の御要望もあるように承っておりますので、今後東武鉄道に対しまして、国鉄側とも十分連絡をとって問題点を検討をし、その可能性につきましても十分検討を行うよう指導してまいりたい、このように考えております。

○小川(省)委員 非常にうまい御答弁なんですけれども、私も問題がいろいろあることはわかります。駅舎の改築の問題でありますとか、あるいはATSの問題であるとか、あるいは東武側とすれば、車両増加をしなければならぬという問題、あるいは国鉄側とすれば、国鉄へ入った際には、乗員は当然国鉄さんがやるわけでしょうから若干の人員の増強が必要だ、こういういろいろな問題があるでしようけれども、そう大きな支障の問題ではないというふうに思っています。これらの問題を逐次解決をされていくべき要望に沿っていくような方向で御努力をしていただけたらどうか。もちろん国鉄さんもあるでしようけれども、国鉄には後で伺いますが、運輸省としてはそういう形で東武側なり国鉄側を御指導をしていただけるかどうか、ひとつもう一回お願いいたします。

○中村(徳)説明員 運輸省といたしましては、そのような問題点を解決できるように検討をするよう指導してまいりたい、このように考えております。

す。しかしながら、実際上東武鉄道にいたしましても国鉄にいたしましても、採算性の問題とか種々の問題点はあるかと思っております。なかなか困難な問題は存在するかと申すのであります。しかし、そのような方向で十分検討をするよう指導してまいりたい、このように考えております。

○小川(省)委員 いろいろ幾つかの問題点があることは私も承知をいたしておるわけであります。私もいまここに東武伊勢崎線と両毛線の接続状況の待ち時間等の調査資料を持っています。この資料が、待ち時間が三十分以上一時間というものが両毛線から東武への乗りかえで十本、一時間以上というものが一本、東武から両毛線への乗りかえでは三十分以上一時間待ちというものが十一本となっております。十分以上一時間待ちというものが、冬などは赤城おろしの吹きすさぶ中で待っていないければならぬ、こういうような状態でありまして、こういう不便を解消してぜひ全住民の期待にこたえていただくために特段の問題解決の御努力をお願いしたいのでございまして、特に希望の持てるような解決を図っていくような御回答を国鉄側に一言お願いをいたしたいと思っております。

○須田(徳)説明員 お答え申し上げます。いま運輸省の課長からお答えがございましたように、東武鉄道の前橋乗り入れにつきましてはいろいろ地元から御要望を承っております。ございまして、幾つかの難点があるわけでございまして、一つは先生も御指摘ございましたように、ATSと申しますか、保安装置に相違があるという問題がございまして、それから、大きな問題といたしましては、伊勢崎と駒形の間でございまして、けれども単線区間がございまして、現在すでにほとんどラッシュ時間帯はほぼに列車が入っております。これを複線化しなければ乗り入れの余地がないという問題もございまして、伊勢崎の構内改良の問題もあるわけでございまして、したがって、これらにつきましましては、いまもお話しございましたように、今

後両毛線の輸送をどうしてまいるか、あるいは伊勢崎、前橋地区の輸送体系をどうしていかうかという非常に大きな課題の中で総合的に検討してまいべき課題だと存じておまして、勉強を重ねなければいけないとは思っております。けれども、余りにも難問がございまして、何とか早急な実現についてお約束できかねるような実情であるわけでございまして、ただ、いま先生から後段御指摘ございましたように、伊勢崎での接続が非常によくないというところはこれは私も承知をいたしております。お互いに単線でございますので、ダイヤ上の制約があるわけでございまして、これらにつきましましては、いろいろ検討いたしますとまだかなり改善の余地があるようでございまして、早急に東武鉄道側ともよく連絡をとりまして、少なくとも接続改善につきましては、何らかの改善を見出すように早急に努力をいたしてまいりたい、こんなふうに考えております。

○小川(省)委員 接続の改善も当然お願いをいたしたいわけですが、いま言われたように問題があります。確かに駒形-伊勢崎間が単線でございますけれども、ラッシュ時間帯はほぼに列車が入り、両毛線は昼間は大変すいているわけですね。だから、そういう意味では、私は常に両毛線の電化複線化の問題でも要望しておるわけでありまして、そんなさした難問ではない。こういう難問を一つ一つ片づけていって、そういう方向で国鉄側としても御努力をいただけるのかどうか、再度御答弁をお願いいたします。

○須田(徳)説明員 お答え申し上げます。いま御指摘がございましたように、確かに難問でございます。ただ、難問ではございまして、けれども、それはもちろん検討の余地が全然ないということじゃないと思っております。何分にも両毛線全体が、先ほど先生もおっしゃいましたように、ラッシュ時間帯もそうでございますけれども、デパートの輸送につきましても、やはりかなり最近お客様が張ってまいっております。したがって、

やはり両毛線全体をどうしてまいるかということの中での検討が必要でございますので、少しお時間を拝借したい。しかし、いま運輸省さんも御答弁ございましたように、東武鉄道側といろいろ伊勢崎での接続等につきましても改善をいたすべく検討いたしますので、しばらくお時間をちょうだいいたしたい、こんなふうに考えております。

○小川(省)委員 時間をいただきたいということでありまして、東武妻沼線がいわゆる桐生から熊谷を結ぶというふうな問題ではないわけでありまして、私は、一応問題があるといつてもそんな大きな支障のある問題ではない、このように考えておりますので、ぜひ問題を一つ一つ片づけていって、早期にこの県民の要望が実現できるように、特段の御努力をお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、文部省おいでですね。そこで、私は時折取り上げて、この委員会でも予算の分科会でも取り上げるのでありますが、学校事務職員の問題であります。

大変御努力をいただいております。若千以前の質問に関連をしてお伺いをいたしたいと思うのですが、私が先々々年度、三年ぐらいたすか、柳川審議官にお尋ねをして、たしか事務職員の突撃調査を一年ぐらいたす実施をされたはずであります。もうこれがまとまって発表される時期ではないかというふうに思っておりますけれども、その点についていかがですか。

○宮田(徳)説明員 お答え申し上げます。人確法の教員給与の改善が完了いたしましたので、それをおに学校事務職員の給与突撃調査の分析集計をやっております。ただいまのところ、事務職員の大卒を占めます高卒卒については完了いたしました。あと短大卒と大学卒につきましまして目下早急な集計分析を続けておるところでございます。近くそのまとめを行うという段階に至っております。

○小川(省)委員 処遇の改善の問題で、常々文部省側の答弁としては、国公四等級への渡りにつ

職員とともに学校事務職員がきわめて重要な役割を果たしておるわけでございます。文部省といたしましては、今後とも引き続き事務職員の研修には努めてまいりたい、こういうふうな思ふわけでございます。ただ、現実の問題といたしまして、教職員の研修の必要性に比しまして事務職員の研修の機会が少ないのが事実でございますが、今後とも文部省の方といたしましていろいろの研修の期間なり対象人員の増加、こういう問題点につきましては努力をしましてまいりたい、こういうふうな考えておるわけでございます。

○小川(省)委員 最後に、事務職員の任用制度について若干お伺いをいたしたいと思うのであります。

多くの府県でもそうでありまけれども、学校事務職員の任用は、初級職員選考試験ということとで初級職でやられているわけでありま。短大卒や大学卒の方々がこの学校事務職員任用試験で入ってくるわけでありま。最近の実態としては短大卒や大学卒の事務職員が非常にふえてきているのが実態であります。一方、事務の複雑化や専門化は、また別の意味で中級職や上級職の任用試験の合格者を必要としているのが実態であろうというふうな思っております。そういう意味で、将来の学校事務に備え残さない施策のためには、短大やあるいは大学卒の中級職や上級職の職員として任用して、将来ある職場として、働きがいのある場としていくための施策が必要だというふうな思っております。この点の解決策について、任用制度についてどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○加戸説明員 いまの採用試験の状況につきましては、昭和五十二年度の自治省調べによりますと、学校の事務職員については上級職あるいは中級職の試験を実施されております都道府県が十七県でございます。それ以外の県におきましても一般事務の中から上級職あるいは中級職の職員を学校の事務職員として採用するケースもあるわけでございますので、試験のあるなしとは直接かわりはないと思ひます。

いと思ひますが、一般的に申し上げまして、試験の結果だけで見ますと、合格者の数が学校事務職員につきましては初級職が約二千名、上級または中級が約一千名というところでございますので、比率としては二対一の割合になっておるという状況に理解いたしております。これらのどのような職種を学校の事務職員として採用するかは、任命権者でございます各都道府県において適宜御判断いただくことでございまして、学校事務職員の構成、バランスというものを考えの上、それぞれ学校の事務に見合った適当な方を任用いただくという趣旨でございます。そういう意味におきまして、先生の御質問の趣旨を踏まえまして今後各都道府県に対する指導についてもその辺の問題点を指摘させていただきたいと考えておるわけでございます。

○小川(省)委員 私群馬県の学校事務職員の方々の参予といういろいろなタッチをいたしておるわけでありま。学校事務職員の実態についてはある程度承知をしておるつもりであります。最近の学校事務というものは、大変多様化、複雑化、専門化をいたしておりますので、なかなか高卒の人では手に負えないようなことで、いわゆる学校事務の体系化、こういうものが迫られておるわけでありまして、そういう意味では、学校事務職員の資質の向上と同時に研修の充実等もかなり必要であらうというふうに私は思っております。よく承知をされまして、研修の充実でありますとか、今後の学校事務職員の充実強化に向けてさらに御努力をお願いをいたしておきたいというふうな思っております。

大休時間が参ったようでありま。終わります。

午後二時より再開することとし、休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後二時十一分開議

○松野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方交付税法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を続行いたします。大原亨君。

○大原(亨)委員 きょうは市町村の合併特例法に關係いたしまして地方交付税の關係、それから合併問題に關係しまして広島市の政令都市をめぐるいろいろな問題点、そういう点に論点をしぼりまして質問を続けていきたいと思ひます。

第一は、市町村合併特例法が昭和五十年に十年間延長になりました。十年の時限立法であつたわけですから四十年に合併特例法が始まつたわけですが、そこで地方交付税についての合併に伴う特例措置が決定されたのであります。これを昭和四十三年以来問題を提起をして政令都市を目指している今日まで経過をたどつてきた広島市に適用した場合に、昭和五十三年度のこの特例措置による広島市の財政に対する影響がどうなっているか。

第二は、交付税の特例の期間は五年間というふうになっておるわけですが、しかし、私が資料を見てちょっと疑問に思ひました点は、当初昭和四十六年に初めて合併いたしました沼田町あるいは安佐町等は六年になっておりました。それ以降は五年になつておるわけですが、六年にしたり五年にしたりするような便宜的なことができるのであらうかという疑問があります。この点についてあらかじめ問題を出しておきまして、説明をいただきたい。

この二点を最初に答弁願ひます。

○石原政府委員 お答えいたします。

広島市についての地方交付税の算定上のいわゆる合併算定がえの特例に関するお尋ねでございますが、まず五十三年度におきまして広島市について合併算定がえの特例が適用された結果、どのような額になっているかと申しますと、この特例を適用しない場合における広島市の財源不足額は十億五千五百万円でありま。特例が適用され

ました結果、現実に算定された交付基準額は三十二億六千七百万円ということになっております。それから合併算定がえの特例の適用についてでございますが、市町村の合併の特例に関する法律第八条の規定を受けまして、地方交付税法におきましても合併市町村の財源不足額の算定の特例に関する規定を置いておりますが、この適用の期間は市町村の合併が行われた年度及びこれに続く五カ年度、このようになっております。

それで、その市町村の合併が行われた年度は、四月一日の場合には、その団体は特例法がなければ一つの団体として合併関係市町村を合わせて計算いたしますが、四月二日以降に合併が行われた場合には、交付税法の規定によりまして交付税は四月一日現在により計算することになっております。四月二日以降に合併が行われましても四月一日現在のいわゆる旧市町村単位に交付税の計算が行われますので、合併算定がえを適用する実益がないわけでありま。つまり四月二日以降の合併の場合には、合併が行われた年度については事実上合併算定がえが行われてしまひますから、いわゆる特例計算としてこれを行つた実益がないわけでありま。そういう意味で、合併期日よりまして五カ年度の特例適用を受ける団体と六カ年度の特例適用を受ける団体が生じてくるわけでありま。

○大原(亨)委員 そうすると、たとえば五月に合併を行いますと、やはりいまのような計算の仕方をしますか。

○石原政府委員 ただいま申し上げましたように、五月の合併でございますと、その団体については四月一日現在は旧市町村の状態を計算が行われますので、算定がえの特例の適用をする余地がないわけでございます。

○大原(亨)委員 それでは、六年にしたり五年にしたりするということはないわけですね。

○石原政府委員 同じ期日に合併された団体が、ある団体が五カ年度の適用を受け、ある団体が六カ年度を受けるといふことはありま。これは

期日によって、合併算定がえの特例が六回適用されるのは四月一日に合併したものでございませう。四月二日以降の合併であれば五回だけ適用されます。

○大原(幸)委員 広島の場合だったら安佐町は六回ほど適用になっている。

それから、仮に広島が政令都市になったときには事務が移管されて基準財政需要額がふえてまいります。そうすると、基準財政需要額と交付税の関係で交付金額は決まるでしょう。そのときに、仮に現在の時点といたしたときにどのように財源がふえていくか。もう一つは、たとえば職員の定数はどうなるのか。二つ御答弁いただきたい。

○石原政府委員 政令指定都市に指定されますと、法令の規定によりまして都道府県の権限の一部が政令指定都市に移行いたしますので、その限りにおいて職員の定数などについても見直しが必要になってまいるかと思ひます。地方交付税の計算におきましては、その職員費を含めまして新たに増加する経費の財源を算定するために、いわゆる普通徴収補正において権能差補正と言われております割増し係数を適用いたすことになりまします。それからまた、この補正係数だけでなく、測定単位の数値におきまして、たとえば国道や都道府県道の延長面積が指定都市の区域内につきましては指定都市に算定されることになりましますから、地方交付税の算定は相当ふえてくるということになると思ひます。

○大原(幸)委員 次に、現在の人口五十万という政令都市の、これは自治法による制限があるわけですか。これを指導基準といたしまして百万にしておるわけですか。法律で五十万というように規定した根拠はどうか、それから五十万以上である規定をしながら百万というふうな指導基準を設けておるのはどうか、その根拠は何か。これは十年一日のごとくその根拠にこだわっておるのはいかがでしょうか、こういう議論を含めて……。

○柳沢(長)政府委員 御指摘のように、政令指定

都市の人口条件としては五十万以上ということになっております。この五十万という形になぜしたかということにつきましては余りはつきりしませんが、指定都市の前に特別市の規定がございましたが、これが五十万以上という形になっておりますので、多分そこら辺を参考にして五十万以上、こういう形にしたのではなからうかと思ひます。

この指定都市の制度ができましたときには特別市の問題の絡みがございまして、府県と旧五大市の間で非常に権限の問題があったわけでございます。そこで、この旧五大市の問題を解決するために指定都市という制度が設けられたという従来のいきさつがございまして。そういう点で、法律上は五十万以上と書いてございまして、実際上は、旧五大市で当時一番人口の少ない神戸市が九十八万あったというところで、旧五大市を対象としたというところで大体人口百万程度、こういうふうな感じになっておるわけでございます。

なお、そういうふうな基準をいまだになぜ守っておるのかというところでございまして、いま申し上げましたように、指定都市ができたときのいきさつが、旧五大市の問題を解決するというところで指定都市は旧五大市並みである、こういうふうな考え方がございまして、現在におきましても、県から事務の移譲を受け、財源の移譲を受けて、そしてそれを処理するという大都市は大体百万程度の都市が適当だろうというふうな考えでおるわけでございます。

○大原(幸)委員 経過はわかるけれども、根拠はないという答弁であった、こういうふうな思ひま

すね。それでは、五十万以上の日本における都市はいまどのくらいあるのか。広島以外に政令都市を志向している都市がどのくらいあるのか、二点についてお答え願ひたい。

○柳沢(長)政府委員 五十万以上の都市は十七ございまして、それから政令指定を受けております都市は九つございまして。

○大原(幸)委員 政令都市を志向しているのはど

こか、いまやりたいと思つてゐるのは……。

○柳沢(長)政府委員 それは広島を除いては、そういう話は聞いておりません。

○大原(幸)委員 これは後で逐次議論していくのですが、大臣、政令指定都市の問題を提起して特別市から問題が起きてきたのは昭和三十年前後で、最初の指定が昭和三十一年九月一日です。そのころです。それで五大市と府県との権限調整が決定になったわけですね。その後やはり新産業であるとか工場の促進法であるとか中枢管理都市とかいうふうな考え方がずっと新全総で出てきたわけですね。百万なければ指導基準に合致しないということになると、広島の場合は、振り返つてみて、とにかく十九の町村を集めたわけですね。百万にするために、やはり政令都市にするためにできるだけ大きくした方がいいということで大きくしたわけですね。しかし、情勢ががらりと変わつて、いま地方都市とかいうふうな言つてゐるわけですから、大きいことはいいことではなくなつたわけですね。だから、その経過を踏まえていま一応整理の段階に入つておると思ふ。ですから、これは政治的な議論ということではなしに、静かにいままでの歴史を振り返つてみると、百万という基準が、政令都市の一般の問題として議論した場合に妥当なものであるかどうか。政令都市とは何か、新しい自治体において政令都市とは何か。最近田園都市とか定住圏構想とかいろいろ言われておる。地方の時代とか言われておる。政令都市はそういう中でどういう位置づけをなされておるのがあるかという点について現在の段階で自治省はどういうふうな考えていますか。

○遠谷國務大臣 いま政府委員から説明いたしましたように、人口百万という一つの基準、目安と申しますか、こういうことで現在まで指導してきておる。これはいまお話しするように、特別市との絡みの沿革的な事情があったことは事実だと思ひます。ただ、その百万というものは絶対的な基準かという点、私は必ずしもそう考へておりません、世の中も変わつてくるわけでありまして。ただ、

一応の目安として百万という基準でいままでやってきましたわけでございますから、いま直ちにその百万という基準をそれじゃ五十万にするか六十万にするかという点、私は必ずしもいま直ちに必要だ、こういうふうにも考へておりません。百万はあくまでも一つの目安、基準。そしていま問題になっております広島市につきましては、御承知のように百万はないわけでございますが、百万がないから広島市は政令都市としてはふさわしくないというふうには私は考へておりませんので、一応の百万という基準を頭に入れたら、広島市の現実の都市としての実態、そういったものを十分検討して結論を出すべきものだ、このように考へております。

○大原(幸)委員 将来政令都市を条件に適合する、あるいはいろいろな理由を設けて——たとえばある学者なんかは言うのですが、金沢というものは人口四万五千人、それくらいですかね、もつと大きいと思つたがね。大きいでしよ、二、三十万ですか。二、三十万であっても非常に伝統のある、都市も整備されていて品格があるから、あんなものこそ政令都市にしたらどうか、こういう議論も議論としてはあるわけですね。人口だけでやる議論もあるわけですね。これは将来政令都市を設けて県の権限をおろしていくという方針はとるのですかとらないのですか。広島の問題は一応懸案の問題としておくといひましたけれども、どう考へてゐるのですか。

○柳沢(長)政府委員 いまの御質問ですが、いまのままの政令都市でございまして、それとも人口……(大原(幸)委員「いまのままの制度……」と呼ぶ)現在の政令都市につきましては、過去のいきさつがございまして……

○大原(幸)委員 いや、これから政令都市を自治大臣は指定をしていくのかどうか。

○柳沢(長)政府委員 これは先ほど申し上げましたような旧五大市並みの基準に一応該当するような都市ができた場合には、政令指定都市という形に指定していくことになるかと思ひます。

○大原(幸)委員 それでは、ちょっと論点を交えて、昭和五十年十二月に国土庁で三全総ができたわけですね。これは新全総、列島改造の反省に基づいてできたと思うのです。それと自治体のあり方について議論を進めていきたいと思うのですが、三全総で定住構想というのがありますね。定住構想というのは大平さんが言っている田園都市構想とか、それから建設省が言っているモデル定住生活圏構想とか、国土庁が言っているモデル定住圏とか、自治省が言っている新広域市町村圏というふうないろいろのプランがあるわけですが、それを全部言いますと時間がかかってしまうので、三全総の定住構想とそれから田園都市構想というのは大体どういう関係にあるのですか。これは政府委員というよりも大臣の方がいいかもしれませんね。中身があるのですか、ないのですか。

○澁谷(長)政府委員 総理の言われている田園都市構想というのは予算委員会その他で総理がたびたび答弁申し上げておるうちに、これはこれからの日本の町づくりの一つの基本的な理念である、こう言っておるわけでありまして。私もそれはそういう総理の考え方を体して、その田園都市構想という一つの理念のもとに具体的にこれから町づくりというものを進めていかなければならぬ。それで国土庁の言っているモデル定住圏、こういうものもいま言ったような田園都市構想の理念を具体化する一つの具体的な手法である、こういうふうな位置づけでおるわけでありまして。

○大原(幸)委員 そうすると、昭和五十年に三全総で定住構想というのが言われたわけで、これは各方面で部分的には評価されておると思うのです。全体的にはまだ正体がわからない。そこで、大平さんはボスターで、やります田園都市構想だとか書いてあるのです。中身はまだよくわかっておらないのですが、選挙ですから中身がわかっておらなくても宣伝するでしょうが、これは別にして……。いままでの、広島が政令都市として発足するときもそうですけども、いわゆる新全総と

いうのは中央集権的な画一主義、生産第一とかそういうふうな言われたものが、列島改造とかいうふうに言われ、中央から号令をかけてやるようなそういうやり方が地域の個性や生活を踏みにじったということの反省の上に出てきたというふうな理解をしますが、自治省はこれからの新しい自治体づくりの方針としてこれをどう受けとめて具体化しているか、いま私が言いました点を含めてもうちょっと具体的に答弁してください。

○澁谷(長)政府委員 私も大平内閣としては、総理が打ち出した田園都市構想という基本理念を受けて、内閣が一体となってこれの具体化に取り組んでおるわけですが、私は自治省の立場として特に強調しておる点は、地方分権という考え方を、この田園都市構想の具体化に当たって重要な柱である、また柱にしなければならぬ、こういうふうな考えで政府内部において強くこの点を主張しておる、こういうことでございます。

○大原(幸)委員 そうすると、そういう定住圏とか田園都市構想とかいうものの、つまりそういう構想を示すのは別にしまして、これを具体的にどうつくっていくかという問題のリーダーシップですね、リーダーシップは国なのか自治体なのか。○澁谷(長)政府委員 私はこの田園都市構想の具体化に当たって大事な点が二つある、こう言っておるわけですが。

一つは、ただいま申し上げた地方分権という考え方を基本に据えなければならぬということが一つ。それからもう一つは、具体的に、行政的には全国一遍に田園都市というものををつくるわけにまいらぬわけですから、現実の行政の手法としては一つ、二つ、こういうぐあいに取り上げて実行していかなければならぬ。

そこで、関係十六省庁の基本的な了解としては、モデル定住圏という言葉で呼んでおりますが、田園都市構想に基づく一つの具体的な町づくりとして、各県原則として一カ所、こういうことを了解したわけでありまして。その一カ所の選定を一体どうするかという問題が一つの大きな問題でござい

ますが、こういった選定に当たって、これはあくまでも地方自治体が決める、中央の政府が決めるのではなくして、都道府県が中心になって関係市町村と協議をした上で地方が決めてくる、これがやはり田園都市構想の具体化の重要な柱である。この二つを私は強く主張しておるわけでありま

○大原(幸)委員 そこで、いま地方分権ということとを言われたのですが、たとえば自治体ですね、地方公共団体と言え市町村のことをまず第一義的に言うわけですね。その市なら市の適正な規模について検討したことがあるか。たとえば、確かに政令都市は団体自治ということになれば、自治体に権限が、果はどのくらい、少し大きくなる。しかし、住民自治ということになると、大きくなったためにかえって住民が参加する機会を失うというところがあり得るわけですね。たとえば五万の場合と九十万の場合では違うわけですから、それから、自治体の適正規模について、市町村の合併特例法は一方にあるのですけれども、その合併の目安なんかで市をどの程度の規模にまともていくというのが望ましいかという適正規模について議論したことがあるかないか。

○柳沢(長)政府委員 いまお話しがございましたように、町村の関係につきましては、町村合併促進法の当時、基礎的団体として人口は八千くらいが適当であろうというふうな規模の問題は考えたことはございます。その後市町村の適正規模、特に市の規模についてはどのくらいが適当であるかというふうないろいろな議論がございましたけれども、最終的には市の地勢的な問題あるいは人口規模の問題あるいは産業構造の問題等いろいろございまして。そういう点で、これは個々具体的な問題として検討しなければならぬので、全国一律的にこの程度が適正であるというふうなことはなかなか示しにくいのではないだろうか、こういうふうな感じで考えております。

○大原(幸)委員 それではもう一つ関連しました、新全総のときに中樞管理都市の機能というの

がありまして、全国の各ブロックの主要都市を中樞管理都市として想定をして整備をするというのがありました。それと広島が政令都市は関係があつて出てるわけですが、たとえばその中の一部には、中樞管理機能の一部には国の出先機関がある。私はこれをずっと見ておりますと、出先機関は日本の縦割り行政の弊害を非常にあらわしておいて、自治省は地方の時代とか分権とかいってうまいことを言うのですが、器の話をあつて中身は何もないわけですね。建設省であれ、通産省であれ、運輸省であれ、大蔵省であれ、ずっとこういうことになっておるわけですね。出先機関を中心とした中樞管理機能、あるいは民間の企業等がその地方における中心、こういうこと等があるわけですが、中樞管理都市を整備するのだという考え、いまの議論——つまり議論はなしに、今度は三全総の新しい時代、田園都市構想とかモデル定住圏とか言われるものは生活を基礎にして自治体を考えていくんだ、再編成をしていくんだ、個性のある町をつくっていくんだ、こういう考えですね。ですから、そういう考えにだんだんと変わっている。あるいは政令都市についても発想を変えていかなければならぬ、こう思いますが、いかがでしょう。

○澁谷(長)政府委員 先ほどお答えしましたように、これからの田園都市構想に基づく町づくりという基本の考え方に地方分権というものを据えなければならぬ、私はこういうふうな考え方をしておりますから、そういう考え方に立ってこれから具体化を進めるといふことになりまして、従来のように地方の出先機関があるかないかというふうなことはそんな大きな意味は持たなくなってくる、またそれを持たせてはならない、そういう方向で考えるべきだと私は考えております。

○大原(幸)委員 行政や財政について地方に権限を移譲していく、分権を進めていく、そしてその地域の要求に合った個性のある都市をつくっていく、こういう考えだと基本的には思っています。そういう考えですか。

○滋谷国務大臣 そのとおりだと思います。
○大原(幸)委員 しかし、実際上はなかなか自治大臣の一存ではいきませんわね。てこでも何でもとても動かないようなところがあるでしょう。それは別問題としても……。

そこで、広島市の政令都市がいまいろいろな角度から議論になっておるわけですが、その議論をする場合に少しオーソドックスに議論をすべきだ。そういう議論をしていて、自治大臣がきちっとこの議論を通じて理解してもらいたいと思うのですが、広島は昭和四十三年に政令都市構想を出して、十九カ町村の合併を呼びかけたわけですが、十三まではいったのですが、ここでストップしておるわけですね。それは世の中の情勢が変わっているわけですね。高度成長から低成長に入っているわけですね、それから住民のニーズも変わっているわけですね。

そこで問題がむずかしいのは、一つは政令都市の発足について判断するのに、いままでいろいろな議論をしてきたけれども、行政の継続性を無視することはできないだろう。いままで政令都市として発足するということについて、そういう準備をしてきた行政の継続性について——これはいろいろ議論があつて、与野党もあるけれども、それは無視することはできない。

それからもう一つ大切な点は、新全盛時代の中核管理都市機能で百万というものを自治省等が示したものですから、百万へ、百万へというふうな形を整えていったという点がなきにしもあらず。それから低成長時代に入ってきて三全盛。そこで、そういう事情の変更、情勢の変化というものを両方突き合わせてみて判断をすることが必要だろう。他にたくさんありますが、政令都市の発足について二つの点から判断することが必要だろう、こう思います。具体的なことはなしに原則的なことについて自治大臣はどういう見解ですか。
○滋谷国務大臣 基本的には私は同意であります。

○大原(幸)委員 それから来年政令都市を発足させるといふことを広島市の市議会とはほとんど満場一致に近い形で、それから県議会もいろいろな議論があつたけれども、そういう意見書を出しているのですが、これは近く自治大臣に直接話があるでしょう。

そこでもう一つ、この判断をするときに混乱をさせておられない点は、政令都市として自治大臣が指定をして発足する、そういう合意をする、決定をするのは現在の広島市であり、広島市民である。それからもう一つ混乱させておられないことは、当初近隣町村で呼びかけたところが、いろいろな事情があつて、自治体それぞれ独自の意見を持つておる。つまり将来合併する対象の町村の意思の決定は自治体に基づいてその町村がやるべきであり、市がやる。そして区役所を発足させる、あるいは出張所をどうするかというのを議論してサービスを考えていく、これはいまの市民自治の問題である。しかし、新しく合併する対象地域の住民、自治体が決定する問題である。その問題を混乱させて議論をする、住民の意識がいわゆる民主的な形でなくなるのではないかとこの点です。そういう点を第二の問題として十分考えて措置すべきではないか、前後の問題を含めて措置すべきではないか、こう思いますが、いかがでしょう。

○滋谷国務大臣 大原さん、これはもう言うまでもなく、市町村が合併するかどうかというものはその市町村の住民が自主的に決める、これはもう鉄則でございまして、この点についてはまたも異論はないと思うのです。ただ、政令都市として新しく発足しようというのを考えた場合に、政令都市は一つの都市でございまして、一つの都市としてのまとまり、行政の運営の仕方、こういう点を当然考慮せざるを得ない。そういう観点から考えますと、具体的に申し上げますが、広島市の場合は、府中町だったと思ひますが、新しい政令都市として発足を期待されておる広島市の真

ん中ではありませんけれども、その都市の中にある。ですから、望ましい形としてはやはり広島市の中に一緒にあってまとまった形でスタートを切るということが望ましいというふうに考えるのは当然ではないか、このように考えております。

○大原(幸)委員 そうすると、広島市が来年政令都市として発足する場合においては、望ましい形としては、安芸郡の府中町は広島市にまとめた方がよろしいということですね。それから、海田町も強いて言えばそういうことでしょう、そうなっていますから。しかし、府中町も海田町も広島市との合併問題については非常に情勢が冷えておる。というのはなぜかという、高度成長から低成長に移つて、住民の意識が変わつてきて、きめの細かいサービスを要求するということが一つ。これは四万、五万の人口があるわけですから自治能力があるわけですね。それからもう一つは、広島市がやたらに広い地域を、札幌に次いで広い地域ですが、合併地域で飛び石合併なんかやりまして、たとえば客観的に見てみましても、後で議論しますが、交通地獄なんかひどいわけですね。朝の交通ラッシュ、二時間、二時間半近くかかっておるわけですね。それから、たとえば広島市の合併地域の市民がごみの非常事態を宣言して四年来ずっとやっておるわけですね。市民がマイカーのトラックにごみを積んでいって周辺の町へ投げたりする、ごみの処理の仕方がむずかしいから。これは大きな都市化してきますから、物すごい都市問題が起きてくるということですから。交通問題、ごみの問題を見ておるから、あんなところに巻き込まれて——学校だって人口急増地帯でプレハブがいっぱいあるわけですから、それを見ていますから、そういう中へ自分たちが入っていったら、住民は考えておつて、これは保守、革新なくそういう傾向になりつつある。ですから一方は、広島市自体が政令都市としていよいよ発足しても、現在としてはみんなこれしかないだろうと思つておるわけですね、合意にあるわけですから。そうして

市のそういう行政水準を上げていくということを考えながら、自治省が言うような広域行政の中で長い展望で考えるというふうな、合併対象地域の住民の意識とこちらの政令都市の都合とが一致しない。そういう混乱は、たとえば西部の方の隣の五日市というのは御承知のように日本で一番大きな町であつて、人口八万の町です。これは合併問題をめぐりましていつも大論争になっている。その隣の廿日市は政令都市の構想を発表したときの合併の対象地域でありますけれども、これはさつさと満場一致で、いま四万余りありますが、将来六万以上になりますから、そうするとこれは単独市制を施行する、こういう決定をする。それから熊野町とか坂町とか、東部の奥に近い方のところは全然ノータッチ、こういうことであります。

ですから、そのことについて形だけにとらわれて判断をするということには、いままで若干議論いたしてまいりましたが、この政令都市の問題が昭和四十三年ごろに提起されて、高度成長、列島改造の時代から低成長、生活中心の時代へ入つてきている、それで自治体も本来の自治体の姿に考え直さなければいかぬという時代に入つてきているわけですから、そういう時代に、最初の二つの問題については自治大臣と意見が一致いたしたけれども、行政の継続性という点と情勢の変化、住民のニーズの変化ということとを十分考えながらやらないと、自治大臣は頭だけでこの問題について形がいいの悪いのというのを議論するのはちょっと行き過ぎじゃないか。あなたが答弁されたように、これは自治体が発定するんだ、自治体が発定する方向を決定するんだ、ということについて答弁があつたのであります。形が悪い広島市がでいろいろ言っている。私はそれも一つの歴史である。それをどうして是正、克服するかということが大切ではないか、こう私は思ふのですが、大臣いかがでしょう。
○滋谷国務大臣 私どもはまだ当該の広島市それ

から広島県、こういった直接の当事者から具体的な説明を聞いておりません。したがって、具体的にどういふ事情があるのかというのを的確に詳細に知り得る立場にはないわけでありました。したがって、私の答弁も勢い一般的な、原則論的な答弁にならざるを得ないわけでございますが、近々県と広島市が一緒になって私のところに説明に来る、こういう予定になっておるわけでございますので、ひとつ十分その関係者の意見、考え方を承って、その上で自治省としての判断、結論をまとめたい、このように考えておるわけでありました。

○大原(亨)委員 そういふ答弁だと思ふのですが、つまり私がそれをここで議論したのは、各省市も出ておるところで、いま自治省だけと話をしても解決できない問題がたくさんありますからね、ですからこういう場で議論をしたわけですね。

私が指摘をした点で、しかも原則的には自治省は地方の時代とか、自治権尊重とか、定住圏構想あるいは生活圏構想のリーダシップは市町村である、あるいは県であるというふうに言っているわけですから、だからその自治権を尊重しながら全体としての行政上の一つの決断を前向きにしていこう、こういうふうには私は理解をいたしますが、いかがでしょう。

○滋谷國務大臣 地方自治でございますから、地方住民の自主権、自治権、こういったものを基本にして物事を進めていかなければならぬというのは御指摘のとおりでございますから、そういった基本方針で取り組んでまいりたいと思えます。

○大原(亨)委員 広島市の政令都市の発足とか合併問題でいつも議論になっておる点ですが、政府全体としてもう少し、自治体が町をつくっていく際にそれぞれどういふ目標で国の財産やその他を処理するかということについて意思統一をきちっと議論してもらいたいと思ふのです。

私が第一に質問いたしますのは、国有地の処理の問題であります。広島市にたくさんある。原爆を受けまして、そして平和記念都市建設法というこれは特別法ができてまして、それぞれ中央は大

きく協力してきたわけでありました。しかし、いま一番大きな問題は、中核管理都市の考えと違ふわけですが、広島大学、総合大学が広島島へ移るわけですね。そしてそこには非常に広範な学校の跡地が残るわけですね。

それから、広島市の宇品町というところに一万二千ヘクタール以上の大きな国有地、もとの軍用地であります。それを、当時は食糧が不足しておりましたから民間企業に貸しておりました。約四千坪以上ですが、旧陸軍糧秣廠の跡地で日本糧工という会社が使っていたのが、これは倒産いたしました。それが四千坪あるわけですね。そういうところ、町の外だけじゃなしに町の中に緑とか空間をどんどんつくっていくというふうなことをやりながら都市問題を全体として解決するということが必要ですね。

そこで、きょうは大蔵省理財局に来ていたたいおるわけですが、国有地の払い下げについて有償ということを盛んに言っておるわけですね。大学を設立するときにはいままでも地元の自治体が非常に協力したわけですね。今度は東広島に新しい学園都市をつくるわけですね。そういう文化のセンターが移っていくわけですね。中核管理都市の考えにとらわれない考えで、私は一つの考えだと思ひます。その場合に、跡地を市に無償で払い下げるといふことで広島市の都市問題を解決すべきではないかということですね。町がどんどん大きくなつてまいりますとそういう問題が出てまいりますから、国有地の払い下げの問題について、私は非常に大きなプロジェクトについて二つほど公然と指摘をいたしました。したがって、無償払い下げの問題について大蔵省は当然自治体に協力すべきではないか、町づくりに協力すべきではないか。

○迫田政府委員 お答えいたします。まず広島大学の移転した残りの跡地の話でございます。これは御承知のように、国立学校特別会計の所屬財産ということになります。この移転につきましては四十八年に決定されました移転計画で現在作業中でございます。具体的にいつ移転

するかと申しますと、五十六年度から六十年年度にかけて移転するという話を聞いております。

その跡地の処分条件を無償にしたかどうかというお話でございますが、国立学校で移転計画を広島大学についてつくっておるわけでございますが、その移転整備計画によりまして、用地取得等の移転経費は跡地処分の収入で賄う、こういうことで計画ができておると聞いておりますので、これを無償で払い下げるといふことは困難ではないかと思ひます。これは国立学校特別会計所管の財産でございますので、文部大臣の所管になるわけでございます。大蔵省といたしましては、文部省の方から処分の依頼がございまして、それを受けて処分をするということに相なるわけでございます。最終的な判断というものは文部省となります。

いま申し上げましたような事情がございまして、現在私にお聞きになればむずかしいのではありませんかと思ひますが、五十六年度以降の話でございますので、文部当局とも十分相談をしてまいりたいと思ひます。

それからもう一つ、糧秣廠の跡地の利用の話でございます。先生十分御承知のような状態でございます。いま、国の方でいたしましては、あそこを賃貸契約を解除してあけてもらおうということに現在作業を進めております。その跡地でございまして、現在のところ、どういふふうにご利用したいかということとは市当局からは具体的な話がないようでございます。したがって、それを十分聞いて処理をしたいと思ひますが、跡地につきましては、現在公共用に優先をするという方針で跡地というか国有地の処分をやっております。したがって、具体的にどういふ話かという話が広島市当局の方から出てまいりますと、それを聞いて十分検討していきたいと思ひます。

○大原(亨)委員 文部省が決めるというのはおかしいのです。文部省が決めて、それを当てにして予算を特別会計で収入にするというふうなのは、国有財産の処理の仕方としてはおかしいでしょう、最後はおたくへ来るのですから。ですから

それは、予算をそういうふうによれと主計局の方で言うからそういうことになるのだ。そこは地元が協力してできたのですから、本部から工学部から東雲の教育学部から物すごい広い土地があるわけですから、それをやはり都市問題を解決するために、広島市がいま非常に過大都市になったわけですから、使うことについて有償でなければならぬと言へば、それは市民感情を逆なですることになります。私の言うことはわかりませんか。それは一般市民の声ですから、その趣旨を十分尊重して処置を、財務局はおかしいじゃないか、こういう議論ですから、十分考えてもらいたい。よろしいですか。

○迫田政府委員 お答え申し上げます。そういう市民の声があるというその市民の立場というのは、たとえばそういうことをおっしゃるのはよくわかるわけでございますが、先ほど申し上げましたように事情がございまして、無償というのには非常にむずかしいのではなからうかというふうには現在のところ考えております。

○大原(亨)委員 後の方の答弁は、公共用に使う場合には申し出があったら無償で考える、大学の方はそうでないと云つたら、やはり公共用地ですから、いままでの国有財産の処理の仕方でおかしいですよ。その点はよく言っておきます。

それから、私が縦割り行政で一番いけないと思ふのは、広島市の大量交通公共輸送機関の問題です。

広島市の一番北部の可部とか沼田という地域ですが、近い距離です。すつと来るときには十五分くらいで来るのですが、マイカーがふえまして、朝は通勤通学にラッシュアワーで二時間以上かかるわけですね。私はこの前も運輸関係で議論したのですけれども、国鉄が私はいちばんかぬと思ふ。国鉄は可部線と芸備線が北からある、呉線がある、それから山陽線は当然ついておる。そこで在来線に対する投資を国鉄はしないわけですね。たとえば上越新幹線なんというのは、新潟、群馬を通つて、総理大臣が二人おるからね、一兆二千五百億円か

けて大赤字線をつくっているわけです。地元の社会党の者が聞いたら怒るかも知れぬけれども、一兆二千五百億円かけて大赤字なのをつくって、大清水トンネルなんか世界一のトンネルをつくっているのだ。これは赤字になるので、料金を上げにやいかぬですよ。それでなしに、可部線はいま単線ですけれども、複線にして立体交差にして市内は地下鉄で回していけば、そういう構想が昭和五十年に出たのです。陸運局が座長をいたしまして、その陸運局も出先でありながら、大きな工事をしながら、実際には能力、力がないのです。総合交通体系をどうするかという答申が出ているのに、五十年から何にも動かない、幾ら陳情しても動かぬらしい。そこで私はいま二回目を議論しておるのですけれども、国鉄は、在来線であつて投資をした採算がとれるのだから、そういうところへはやはりちゃんと投資をするということ、そういう改良をするのだというのを決めればほかの計画は立つわけです。そうすると、その地域における交通問題は解決するのであります。あんな広島の内に入つてこんな問題について頭を悩ますのはいやだと周辺の者はみんな言っている。

一番大きな例でひどいのは、東西南北とも全部そうであるが、一番北部の交通動脈。一つは、可部線の複線化と立体交差、それで地下鉄と結ぶというふうな構想等で積極的に国鉄が投資をするという方針を出せばこれは動いていくわけです。縦割り行政でどこへ言つていいかわからぬわけですが、国鉄自体も赤字問題——三K赤字で大平総理大臣は指示を出したときよりの新聞に出ておるけれども、何の指示を出したのかわけのわからぬことだらうと思うのだけれども、これも採算のとれるところへ投資したらどうだ、こう言うのです。採算のとれないところへ投資をして赤字線を出すよりもその方がいいのじゃないか、こういう議論。そういうことは人口急増地帯、過密地帯でたくさんあると思うのです。既存の交通体系にあるわけです。それをあなた一人いじめて悪いけれども、国鉄はそういう頭の切りかえをやる、それから、

森山運輸大臣もこの間、みんなと中央で話してみましよう、こういうふうに出ておりましたが、国鉄の当局、担当者や運輸省はその後これについてどういふ検討をしているか、どう考えているかということをお答えいただきます。

○高橋(浩)説明員 広島市を中心としたして鉄道網は、いま先生のおっしゃいましたように、山陽本線、それから呉線、芸備線、可部線、一応五方面からの鉄道が、都市間輸送もさることながら、また広島市を中心とする通勤輸送ということにいろいろ御利用いただいておりますところでありま。従来は、鉄道が独占時代では、鉄道がほとんど陸上交通の主役を占めておりましたけれども、ただいまのところは自動車もございまして、それからまた、広島市では市電等もございまして、それらをおのおの有効に使つて広島市を中心とする通勤に役立てるのがよいのじゃないか。いま先生は国鉄はもっと増強すれば非常にいいか。というふうにおっしゃいましたけれども、いまある線を、たとえば単線を複線にいたしますには実は非常に大きな投資が必要でございます。いまのところは私のほうは、単線をできるだけ有効に使つて、たとえば列車の本数をふやすとか、あるいは列車の長さを長くして輸送にたえるということ、これを基本に進めておるわけでございます。そういうことで、一挙に複線というわけにはなかなかいきませんが、いま先生のおっしゃいました可部線については、非常に人口がふえつつあるという実態も踏まえまして、将来はこれをもう少し強化していかなくちゃならぬというふうに考えております。

いまの先生の御質問は、一月ほど前に御質問がございました国鉄と運輸省の間でどういふ話し合いが行われておるかということでございますが、これは、現地の機関においてその後も一度この広島市を中心とする通勤を主とした都市交通について連絡協議会を持つて打ち合わせをしていこうということ、一応三年前に答申が出ておりますけれども、協議会を持ちましてもう少し細かく詰めていこうということでございます。

○大原(亨)委員 それで、もしそれができない、国鉄がもうそういう投資をする意欲や能力がないということになりますと、どうしても地下鉄とかモノレールとかいう構想が出るわけです。構想はいろいろたくさん出ておる。オート式の何とか言うて建設省も出しておるのです。それが一つも進まない。しかし、ほかの地下鉄とかいうことになりましたら、国鉄はいまの線の赤字になりますよ。在来線は完全に赤字になってしまふ。ですから、そこらでやはりもう少しリーダーシップを発揮して、国鉄が持っているいまの財産や蓄積をどうするかということについて、将来を十分考えてもらいたい。

いまの答弁では不満足ですから、いずれまた大臣、総裁のところから答弁をもらえるよう質問いたします。もう一回でも何回でもやります。きょうは時間が限られておりますから聞きません。

もう一つは、広島市は合併いたしましたけれども十三ぐらい市外局電話があるわけです。これも私は前にやりました、電報からなかなか答弁できなくて、前の服部郵政大臣が非常に勇気のある人でありまして、断固やりますということであつた人、答弁してましてやや進んでおると思いますが、そういうことがありました。たとえば大阪とか東京でしたら〇六とか〇三で市内は同じ局番でいくわけです。広島だったら広島市内五一の四六三五、こういうふうにしたしますとその局番がないので八つか九つぐらい並んでいる、そういう点を双方にとつて非常に悪いわけです。そういう点なんかを著々整備をされていけばいいわけですけれども、なかなかこれがいまの縦割り行政でできないのです。その点については速やかにいままでの言明どおり整備してもらいたいと思うが、現在における状況と見通しについて最後に御答弁いただきます。

○福富説明員 お答えいたします。

広島市の単位料金区域内におきます番号というものは先生の御指摘のとおりでございます。現状は広島市の旧市内に当たるところが八二二という市外

局番で、それからその周りのところの八二八という番号の中が非常に細かく分かれているところでございます。それで、広島市の単位料金区域を八二二の部分と八二八の部分の二つに分けて、その中で市外局番を回さないでやろうとすれば比較的簡単でございますが、この広島市の単位料金区域を全部市外局番を回さないでやろうというようにいたしますと、市外局番を八二二という形にいたしまして、広島市内のいま六数字のところを七数字にしなければいけないという問題があるわけでござい

ます。そうすると、いま広島市内で六けたでかかつてるのを一けた上げまして七けたにするという仕事をしなければいけない。そういうことでございまして、八二二と八二八の二つに分けるといふのでしたら比較的簡単でございますが、いまの広島市の単位料金区域を全部市外局番を回さないでかけるというところ、八二二にしなければいけない。そういうところ、古い交換機、ステップ・バイ・ステップという交換機が数局残っているわけでございまして、それを更改いたしましたして電子交換等にかえることによつて行おうというふうな検討しているわけでございます。それらを含めまして、現在の六次五カ年期間中にはぜひ完了させて先生のおっしゃつたような形に進めたいというふうに考えている次第でございます。

○大原(亨)委員 期間中というのはこれからの五カ年計画ですか。

○福富説明員 五十三年から始まる五カ年でございまして、最終五十七年でございまして、それまでの間にはできるだけ早く対処したいというふうに考えている次第でございます。

○大原(亨)委員 できるだけ早くというのはもう一、二年のうちですか。

○福富説明員 ですから、いまずぐことで何年と言ふのは非常にむづかしいのでございまして、五十七年には終了したい。それよりも少しも早くなるように計画を検討中でございます。

○大原(亨)委員 局の編成でできないところもあるわけですよ。私もそれはわかりましたけれども、

できるところだけはそれをやらないと、生活圏と職場やいろいろな商売にいたしても、簡単なことのようにだけれども非常に大切な問題です、生活に密着した電話は、もう生活にくっついていてわけですから、これはぜひ早くやってもいい。

私はこれで終わるわけですが、つまり、広島市の都市問題は下水道の問題等を含めてきちっと整備をするというのを進めていけば、いわゆる広域生活圏というものができるといふふうに私は思います。そういう点では、やはり短絡的な考えでなしに、政令都市発足に当たっているいろいろな点で検討して反省をしてみる、見直しをしたり検討してみる、こういうことが必要じゃないか。こういう点で、実情を踏まえて一つの判断を要するときであります、自治大臣が賢明な判断をされるように期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○松野委員長 権藤恒夫君。

○権藤委員 初めに経企庁の方に伺いたいと思ひます。地方財政の問題でいろいろ論議する前に、地方財政に関係の深い経済問題で若干伺いたいと思ひます。

政府の方は新経済社会七カ年計画の基本構想を發表しておりますけれども、この中期経済計画はいつまでにとまるとするか、それについて伺いたいと思ひます。

○高橋(毅)説明員 お答え申し上げます。

先生御案内のように、一月二十五日に基本構想が閣議了解されたわけでございますが、その後、この基本構想に対します各方面の御意見とか御要望等も伺ひしながら、同時にまた基本構想策定以来の最近の経済情勢、特にエネルギー情勢の変化等を踏まえて、現在本案の策定作業中でございます。現在のところでは、本計画の決定は六月ごろを目途としております。

○権藤委員 やはりこの経済計画をまとめるに当たりましては、非常に内外の情勢が厳しくなっております。特に東京サミットを控えておるわけでありまして、わが国の姿勢いかんでは大きく変わってくるのじゃないか、こういうふうな心配を

するわけであります。

そこで、この首脳会議、東京サミットに臨む基本的な態度でなければ、それはどういふことか、お伺ひしたいと思ひます。

○赤羽説明員 お答えいたします。

この東京サミットはランブイエから始まりましてサンフラン、ロンドン、ボン、これに続く五回目の首脳会議でございます。最近世界経済は相互依存関係が非常に強まっております。そこで、いづれ的首脳会議におきましても国際協調の精神を基調にして、それで当面するいろいろな問題を解決しよう、こういう考え方で一貫されております。

現在の問題といたしましては、まず保護主義の高まりという問題がございます。これにどういふふうに対処して世界貿易を拡大し、お互いに安定した成長をどう遂げていくのか、こういう問題がございます。またもう一つの大きな問題としてエネルギーの問題がございます。それ以外にも南北問題、国際通貨の問題、それから景気を維持する問題、インフレを抑制しながら景気を維持する問題、こういったような問題があるわけでございます。こういったような問題について、いままでは、こういふような問題について、国際協力、こういふような精神に基づいて相談をしていこう、こういう基本的な姿勢を考えてございます。

○権藤委員 それは十分に私の方も認識しているのですけれども、言われました輸入の問題、それから具体的にドル減らしをどういふふうにしていくのかという問題、それから金融の自由化、OPECの原油値上げがどういふふうに影響してくるか、こういったものがかなり大事であると思うわけですが、そういうことについてもう少し詳しくお話しできれば伺ひたい。

○赤羽説明員 お答え申し上げます。

まず輸入の問題につきましては、製品輸入の拡大ということがわが国は欧米諸国から求められているわけでございますけれども、やはり世界貿易を拡大していくためには輸入をしてあげなければいけない。一方的に輸出だけということになりま

すと、相手方の生産ができない。相手方に所得をつけてやるには、やはり輸入をふやしてやることである。向こうの所得がふえまると、当然日本からの輸出もまたふえていく、こういうふうな拡大均衡という過程で考えていかなければいけない、こういうふうな基本的な考え方をしてござい

それから、ドル減らしの問題でございますけれども、現在日本の国際収支というものは赤字に向かつておるわけでございます。通常、貿易収支なり経常収支なりに着目いたしまして、なお大きな黒字であるということでございますが、その反面で経済援助でありますとか、それから海外直接投資でありますとかその他の証券投資などを含めまして海外投資がふえるという形で、全体として見ますと、日本の国際収支というものはすでに赤字の方向に向かつておる。こうした状況を反映して、一時は大変な円高ということでありましたが、最近では円安の方向に向いておる。円安の方向に向きますと、またそれはそれで問題が起ってくる。

外国に対する輸出があるいは伸びるかもしれないというふうな外国の心配もわかるわけでありますし、また、輸入製品の値段が上がるということから国内のインフレ問題、これが心配になる、こういうことでございまして、やはり全体として見ると、一方で大きな資本の赤字があるから、他方で経常の黒字があつてもいいのだといったような考え方はなく、経常の黒字というものをいかにいかにとどころまで減らしていく。その過程で資本の流出の方も、また投機的な流出というものを防いでいく、こういうふうな政策が国際協力の観点からも必要ではないか、こういうふうな理解をしていられるわけでございまして。

また、石油の問題につきましては、これはやはりIEAの合意にありますような節約というものを当面約束どおりやっていく。石油という商品は、たとえば一、二、三、四というふうなくわすかの需給の不均衡でも、それが一〇%、二〇%、三〇%といったような価格引き上げに結びつくわ

けでありますから、こういったような点から節約に努めていく、より長い目で見た場合には代替エネルギーの開発、こういったものを進めていく、こういうふうな点で国際協力というものを考えていきたい、こういうふうな考え方をしておるわけでござい

○権藤委員 そういふようなことを考えておるわけでございますから、そういうことは五十四年度の財政の枠組みの中でどういふふうに影響するかということが知りたいわけなんですけれども、いかがなものでしょうか。

○赤羽説明員 お答えいたします。

先生の御質問は、五十四年度の経済の運営というものをどういふ形で進めていくのか。石油の値段が上がる、こういったようなことを契機といたしまして、またそれに円安という方向が加わって、インフレ問題も最近はかなり声が高くなつてきた、こういったようなときにどういふふうな政策運営のかじ取りをするのか、こういったふうな御質問かと思ひますけれども、私どものただいまの考えとしては、やはり景気と物価というものを両にらみでいくということでございます。両にらみと申ししましても、これは片一方の目がパリを向いており、片一方の目がロンドンを向いておるといふふうなものであります。まずインフレを抑制する、インフレを防ぐということが息の長い自律的な景気回復というものを可能にする、こういう観点から両にらみというふうな考えでおるわけでございます。もちろん、厳しい深刻な財政事情というものがあつてありますけれども、その中で景気と物価の両立を圖っていく、こういうふうな姿勢を考えておるわけでござい

○権藤委員 五十四年度の春闘の見通しはどのようになつておるか、お伺ひしたいと思ひます。また、五十三年度は公共事業を前倒して結局やつてきたわけでございますけれども、本年度はこれほどいふふうにしていられるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○田中説明員 答えたいします。

春闘につきましては、私どもといたしましては、これは民間の自主的な賃金交渉によって決まるといふ立場から、特に見通しを立てておりませんが、今日現在におきまして、主な二百四十五社ほどの企業の要結状況を見ますと、六・四％程度という結果になっておりまして、これを昨年の同じ時期の結果と比較いたしますと、若干低目に推移しているかというふうに考えております。

○権藤委員 そのような中で、五十四年度の公務員給与は二・五％と見込んでおられるのですけれども、先般の公定歩合の引き上げ、それから春闘相場が二・五％を上回った場合、財政に影響が出てくるのではないかとこのように考えられますが、その際の地方財政計画を変更する事態は生じないのかどうか、その点お伺いしておきます。

○森岡政府委員 地方財政計画は、御指摘のように二・五％の給与改善費を計上いたしております。春闘の推移及びそれを踏まえての公務員給与の改定率がどうなるかということはまだ明確でございせんので、的確なお答えはしかねるわけでございますが、仮に二・五％を上回って給与改定が行われるということになりますれば、地方財政計画上、別途三千五百億円の予見しがたい歳出に充てるためのいわば予備費を計上いたしております。さしあたりこれを財源に充てていきたい。私どもは、現段階ではこれでも大体いけるのではないかと考えております。しかし、もしそれで足りないようなことになれば、さらに別途適切な措置は講じてまいりたい、かように考えます。

○権藤委員 次に、地方財政についてお伺いします。

今日の地方財政は、昭和五十年以来財源不足を生じておられることは御承知のとおりであります。それで、その立て直しは地方行政の基本的重要な課題になっております。六十年までに財源不足をゼロにするというように試算がなされておられるわけでございますけれども、地方の財政収支試算が自治省から、国と地方と出されております。

〔委員長退席、中山(利)委員長代理着席〕

これによりますと、大蔵省が五カ年で九兆一千億、自治省が五カ年で三兆七千八百億、合計で十二兆八千九百億円でありますけれども、このための大増税案が打ち出されております。一方で景気を、財政を再建していかねばならない、一方では大増税、さういふことで果たして財政再建とこの景気回復というものができるのか、この二つのことについての御見解を賜りたいと思っております。

○大山説明員 お答え申し上げます。

財政収支試算におきましては、ある一定の前提を置きまして、その場合に予定される税収との差額というように九兆一千億と云う金額を出しているところでございますが、私ども、どういふ形で増税が具体的に実現するかどうかというのは今後議論をさるべき問題でございましょうが、ただ増税というものが直ちにすべてデフレ的な景気抑制的な効果を持つかどうかという点につきましては、私ども、税収増がございまして、それは歳出という形でまた国民経済に還元をいたされるわけでございます、そういった歳入歳出全体を通じて見ました場合に、必ずしも増税というものはマイナス効果ばかりではない。これは学者などによりまして分析をされているところでございます。先生御指摘のデフレ効果がどの程度あるかという点につきましては、しかとした試算はいたしておりませんが、必ずしもマイナス効果だけではない。歳出面までも含めたところでの効果を見ていくべきものだと考えております。

○権藤委員 これはいろいろの説がございますので、ここで私もそれが景気の足を引っ張る、こう断定的に言うことはなかなか困難だと思っておりますけれども、今日の状況から見まして決して好転するとは考えられない、こういうふうに思うのです。そういう意味から、私どもは新税、一般消費税の導入に反対してききました。また最近、自民

党の内部からも、特に参議院等におきましては反対であるということで署名等もなされておるようでございます。

そこで、自治大臣にお伺いしたいのですけれども、大臣は所信表明の中で消費税の導入を言われてきましたけれども、その後いろいろな背景の変化というものがあつたわけですが、そういう中でも現在所信表明でなされた消費税の導入、その考えにお変わりがないのかどうかお伺いしたいのです。

○通谷国務大臣 国、地方を通じていまだかつてない財政難に直面しておることは御承知のとおり、国債の増発ももう限度いっぱいに来ておる、そういう意味で、国、地方を通じての財政の立て直しというものは、これはもう内閣がどうしても取り組まなければならない最大の課題の一つであるわけでありまして、そういう事態を踏まえて政府、それから与党である自民党、両者の間で五十五年度に一般消費税を導入しよう、こういうことが合意されておるわけでございます。私どもはこの事態は何ら変更ないわけでございますから、消費税の導入を五十五年度から実施したいという基本方針は変わりございません。

○権藤委員 そこが議論されるところなんですけれども、やはりこの新税を導入する場合においては、既存の税制をもう一回洗い直さなければならぬのではないかとおもうのです。政府の方でもいろいろ矛盾があるというところは御承知なんです。その現在ある税制の洗い直しについては、何かその後新しくなされておるかどうかが、もう一度お伺いしておきたいと思っております。

○通谷国務大臣 新年度の予算が成立をしてこの四月から実行に移された、そういう事態でございます。それから、五十五年度の予算編成に向かつて、一般消費税の問題も含めて税のあり方をどうするかという検討を始めるわけでございます。これはもう御指摘を待つまでもなく、来年度の予算編成に際しては、従来の税の全面的な洗い直し、見直し、

こういうことは当然なされなければならぬ、このように考えております。

○権藤委員 さて、大増税を前提とした収支試算について二、三お伺いしておきたいのです。

この大蔵、自治両省の収支試算には、国と地方との実質的な財源配分については、この大蔵、自治の収支試算を見る限り、調整財源につきましては、自治省は交付税の対象にしておりますけれども、大蔵省の案では交付税の項目には入っていない、その他の支出というところに入っているようでありまして、その伸び率を見ましても、新税は入っていないではないか、大蔵省の案では新税を交付税の対象としていないために整合性を欠いておる、こういうふうに思われる。この収支試算提出時におきましてこの両省の話合いは一体どういふものであったか、これは大蔵、自治、それぞれお聞きしておきたいと思っております。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。

財政収支試算は、先生御案内のように企画庁が中心になりまして、かつ各省で閣議了解いたしました経済計画の基本構想というものをもとにいたしまして推計したものでございます。御案内のように、私どもの試算も同様であります。また自治省がおつくりになっておられます試算も同様でございますが、個々の経費につきましては個別積み上げをするというのではなくて、経済計画で示されております諸指標を手がかりにいたしまして、マクロ的に推計していくという形の手法をとっております。しからば、私どもの方の財政収支試算における交付税が一体どこに入っているのか、あるいはいろいろ議論されております新税との関係ではどうかという点でございます。先ほど先生の御質問の中にありましたように、交付税の入っております部分というのは、経常支出の中の「その他」の中に一応含まれておるというふうに申し上げてよろしいかと思っております。

他方、先ほど申しましたように、国の試算におきまして経済計画で手がかりが与えられておりまして、その科目については推計を

行っております。たとえば社会保険支出関係につきましてはその項目として挙げておりますけれども、それ以外のものにつきましては端的な手がかかりがないということで、言うなればマクロ的な推計を行ったという形でございます。

それから第二の新税の配分についてどう考えておるかという点でございますけれども、実態的には自治省あるいは大蔵省との間でいろいろ協議しておりますけれども、必ずしも一義的な答えが出ていないという分もございまして。したがって、私どもの方の試算上、それが仮に何らかの答えが出れば、「その他」の中から見ていくというかつこうになるかと思っておりますけれども、一応それ以上の細かい推計にはなっていないという性格のものでございます。

○森岡政府委員 地方財政取支試算において増税分をどのように見込むかということにつきましては、歳入は一般財源ということとくくっております。一般財源は、申し上げるまでもなく地方税及び地方譲与税と地方交付税になるわけでございます。地方税の増税につきましては、毎々申し上げておりますように、現在の国と地方の税源配分割合、これは三分の二と三分の一でございますが、それは維持するというところで増税のシェアを分けております。地方交付税につきましては、私どもは現在の国税の中で占めておる交付税の対象税目である三税の割合、これが八二、三％でありまして、それに見合う地方交付税の増収はあまるものというところで見込んでおります。すなわち、国の増税のうち、従来の三税相当分の増収は地方交付税の増収としては返る、こういう計算をしておるわけでございます。その点につきましては、今後大蔵省と財政制度の改正を通じて積極的に詰めていかなければならぬ、協議をしていかなければならぬ問題である、かように考えておる次第であります。

○権藤委員 大蔵大臣が一般消費税を導入しました場合、地方消費税もつくる、こういうふうにしれば答弁をしてきておるわけですか。また、国に

入りました一般消費税は、国だけで独占する気持ちはないし、ある程度地方へ回すと言っておりますけれども、その具体的な配分の割合が明確でない。そこで、このようなことにつきましての話し合いがいつの時点で決まるのか。とにかくいろいろ新聞報道、それからいま大臣の答弁のございまして、それについてはいろいろ議論をしてもいかなければならぬ。議論をするのにもたたき台も何も出てこない、これじゃ是非の論じようがないわけでありまして。ですから、早急にそのようなことも出して、やはり議論のできる場をつくっていかなければならぬのじゃないかと思うのです。

そこで、国が独占しませんが、かつくりましますというけれども、その配分割合はどういうふうになつておるのか、話し合いがなされておるのか、その点についての御答弁をいただきたいと思うのです。

○森谷國務大臣 消費税については、具体的にどのような税にするのか、現在大蔵省で最終的な詰めを急いでおる段階でございます。御指摘のように、確かに具体的なコンクリートな内容を持った、一般消費税はこういう内容、こういう形式でやるのだということが一般的に示されておりませんが、議論の舞台がない、材料がない、こういう点はまことに遺憾であります。いま申し上げたように大蔵省で最終的な詰め作業をやっておりますので、これが固まり次第国民の前にも明らかにして、これは大いに各方面、いろいろな角度から議論の対象にしくちやならぬ、このように考えております。

そこで、国と地方でどういうふうな配分割合にするのかという点も、この消費税の一部を都道府県、地方税として設定する点については合意を見ておるわけでありまして、その残余の部分の点については両省との間で具体的な詰めをまだ行っておりません。新税の具体的な内容を固まり次第、両省との間で詰めて急がなければならぬと思っております。

いずれにしても、最終のタイムリミットは五十五年度の政府予算の編成、この段階で最終的な決着をつけないとかならぬ、私はこのように考えておるわけでございます。

○権藤委員 大蔵省の方ではどういうふうな検討されておりますか、わかる範囲でお答え願いたいと思っております。

○足立説明員 一般消費税の導入について、この配分の仕組みでございますが、これは従来から御答弁申し上げておりますように、その一部を地方消費税として都道府県に配分する。これは決まっておりますが、今度は配分の全体の量でございまして、これは地方消費税の税率を一体何％にするのか、そのほか地方消費税以外に地方に配分されるものをどのような形式でどのような量を配賦するか、こういった点については、いま自治大臣からも御答弁がございましたが、まだ決定を見ておりません。

そこで、私もといたしましては、この点について実は昨年財政制度審議会に報告をいたしております。国と地方の財政状況に関する諸指標を参考としつつ、それぞれの財政の窮迫度を勘案して配分することを考えるべきである。こういうような報告をいたしておるわけでございますが、こういったものも一つの参考として自治省と十分御相談申し上げながらこの配分について考えていきたい、こう考えております。

○権藤委員 この地方消費税は、税目は都道府県税になるのじゃないかと思うわけですが、この点については自治省も同様な考えでございしますか。

○土屋政府委員 私どもの考えの中にございまして、税制調査会でこの一般消費税をめぐっているいろいろ御議論をいたして昨年の暮れに答申をいただいたわけでございますが、その中にございしますように、新税のうち一部は地方消費税ということで、これは都道府県税だということが示されております。私どもとしても今度検討する際は都道府県税と考えて作業を進めたい、そういうふうに考えております。

○権藤委員 まだこれは決定したわけでございますので、少し心配のし過ぎかと思っておりますけれども、たとえば地方消費税が都道府県税として配分されてくるでしょうが、これによって県の財源強化は確かに図られると思ひます。しかしながら、市町村の、特に急速に都市化が進み、住宅化が進んでいるような市町村の財政需要というのはいくら高くなつてきます。そういうところにはどういふような形で充実にされていくのか、そこまで検討なさつておるかどうか、自治省の方にお伺いしておきます。

○土屋政府委員 新税についての御議論をいただきました際も、ただいまお示しのごさいますように、税制調査会においては当然市町村の財政需要の将来の問題等も含めまして、財源強化するときは、府県のみならず市町村の税源についても充実に図るべきであるということにされております。私もといたしまして、今後の問題ではございまして、一般消費税が導入される、そして地方には地方消費税というものが都道府県税として導入されることになりました際は、府県と市町村の間においてまた税源について十分検討いたしまして、都道府県のみならず市町村の財政も十分成り立つような形で税源の配分をしたいというふうな考えでおりますが、具体的には一般消費税を導入されまう際に現在の地方個別消費税、そういったものがどういふふうな吸収されるのかといったことも含めましてまだ非常に不確定要素が多いわけでございますが、しかしそういった全体の姿があらわれて出ましたときは、将来の財政需要等も勘案しながら府県、市町村間における適切な配分ということも考えなければならぬということも、その作業はいたしたいと思っております。

○権藤委員 先ほど大蔵省から答弁がございしましたけれども、私どもの考えを申し上げながら、もう一度答弁を願いたいと思ひます。

一般消費税の導入ということになりますと、当然物価を押し上げてくることはもう目に見えてお

ります。それが結局はインフレの要因になっていくでありましようし、一方、物価の値上りによりまして、実質消費の停滞によりまして景気の回復に支障が出てくることも考えられるわけですね。こうした状況は民間の試算でも明らかにされておりま。

そこで、いま具体的にはということで質問をしたわけですが、それも明確な政府の方針が決まっていな。増税によって国民負担の強化につながるようなことが行われるし、そうかといつて具体的な論議もできないというようなことでは納得しがたいわけでございますので、このような問題を今後いつごろまでに——先ほどは五十五年の予算編成直前、こうおっしゃっておりますけれども、こういう問題を国民にわかりやすくして、再度大蔵省の方に、いま懸念されるようなことが心配されると思ひますので、そのことについてもう一度伺ひたいと思ひます。

○大山説明員 一般消費税の具体的な仕組みの検討作業でございますが、昨年の九月に税制調査会の試案が公表されましたが、かなり詳しく考え方を述べているものだと私も考えております。その後、十二月に入りまして税制調査会の答申が出ました。その中に一般消費税大綱というものが盛り込まれてございます。

かなり大まかなものではございますけれども、私もそれをさらに事務的に細部を詰めて、本年に入りましてから関係各省と細部についての詰めをいたしております。それと並行いたしまして、関係団体、これはたとえば商工会議所でございますとかあるいは中小企業団体連合会でございますとか、そういったところとも話し合ひを続けているところでございます。関係各省との話し合ひなども通じまして、また関係各省が所管する業界にもこれはいいかどうかという考え方はかなり伝わっているのではないと思ひます。そういう形を通じて、私もまだ最終的な形ではございませんけれどもかなり具体的なものを

関係各省、関係各団体に示しまして御議論を付けているところでございまして、それがまとまりましたところで具体的な細目についての公表、あるいはそれは法案という形になりますのか、いかなる形になりますのか、公表されるべきものだろうと考えておりますが、まだその段階には至っていないところでございまして。

先生御指摘の物価の問題等、もう一つは歳出面へのね返りなどの問題がございまして、物価の問題につきましまして一言申し上げさせていただきますと、これは税率は五％ということで税制調査会からお示しがございまして、大体そんな前提で私も事務的には作業を進めているところでございます。その物価へ与える影響といふのは、大体課税範囲が全体の消費支出の半分ぐらいということから、五％の半分ぐらいの物価への影響があるのではないかと私も申し上げているところでございますが、通常のインフレ的な物価の上昇とはこれは性格が違ふものでございまして、便乗値上げとか、そういったことがございまして、いろいろな各方面の問題を巻き起こすかと思ひますが、そういった便乗値上げなどないような手だてを今後検討し、実施の時には施策として講じていかなくはならない、物価の問題につきましましてはさうに考えているところでございまして。

○権藤委員 次に、地方財政と交付税について伺ひたいと思ひます。

高度成長から安定成長へ転換をしてきました、その結果が長期の不況であり、それと国と地方との間におきまして行財政の仕組等の構造上の問題が今日の地方財政の危機を招いておることはもうそのとおりであります。地方財政の根本的な立て直しはこの行財政機構の抜本的な改革が不可欠でありますから、今日までその改革というものがいろいろと叫ばれてまいりましたけれども、何ら目に見えてなされておらないというのが実情だろうと思ひます。

大臣にお伺ひしますけれども、いつごろを目途にこの財政危機が解消するようなそういう行財政機構の改革をなさろうとするのか、お伺ひしてきたいと思ひます。

○澁谷国務大臣 先ほどもお答えしましたように、現在わが国が直面しておる国、地方を通じての空前の財政危機的な状態、これはもうどうしたら立て直さなければならぬわけでありまして、これと真正面から取り組む時期は来年度の予算編成だと思ひます。いま御指摘の行財政の改革、この問題から、いま御指摘の行財政の改革、この問題も当然来年度の予算編成作業の中で具体化していくもの、このように考えております。

○権藤委員 具体的にどういうふうにしようというふうな、そういうお考えはおありでございませうか。

○澁谷国務大臣 まあ何分とにかく基本的な大作業であるわけでございますので、いまのところ具体的にこういふもののだという案は固まっております。

○権藤委員 総理が田園都市構想というものを大々的に打ち上げられまして、その後地方分権ということがしきりにあちこちで主張されております。大平内閣の自治大臣として地方分権、この分権についていろいろと指示を受けられておると思ひうわけでありまけれども、その内容だとかその規模について率直に明らかにしてほしいと思ひます。

○澁谷国務大臣 今回の統一地方選挙においても、これからは地方の時代だといふことが日本じゅうで言われるようになってまいりました。それで大平総理はその基本的な所信表明の中でも、地方分権というものを重視する、こういう政治姿勢をとっておるわけでございます。そういう総理の趣意を体して、私はまさにこれからの地方の時代に向かって、地方分権の方向に地方自治体を充実させていかなければならぬ、基本的にはこのように考えておるわけでありま。

その具体的な内容、それからその実施のタイミングという問題についてはまだはつきりとは固まっておりますけれども、私といたしま

しては、昨年来地方制度調査会にこの基本的な問題の審議をお願いしておるわけでございますが、九月いっぱいにはその答申が出るという予定になっております。私はこの地方制度調査会に對しまして、いま言ったような、これからの地方の時代という、大観すると明治以来の中央集権的なあり方から地方分権の方向に向かつて大きく方向を転換しよう、こういう大転換期でございまして、そういう事態を踏まえて、おさなりな答申ではなくして基本的な徹底した論議を踏まえた答申を期待したい、お願いいたしますと一言しておりますので、九月いっぱいにはその結論が出てまいりますので、そういった答申を参考にしてみようという真剣に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○権藤委員 いま御答弁のように、確かにそういうスケジュールでいま検討がなされておるようでありま。しかし、これは今回初めて出されることではないわけでありまして、もう何回も何回もやってきておるわけですね。そうして大臣がおかわりになる。おかわりになりますと、またそういうことで答申待ちですというようにを繰り返してきておるわけですから、澁谷大臣、たとえば立て直しのためにはやはりもう健全財政でなければならぬわけですが、大臣のお考えだけでも結構でございますから、この地方財政の立て直しについて、どういふお考えを持っておりますか、お答えできればいたしたいと思ひます。

○澁谷国務大臣 財政の立て直しということになりますと、これはもう基本的には二つのことだと思ひます。一つは出る方を極力減らすということと、支入の削減、抑制。それからもう一つは、収入をふやす。基本はこの二つだと思ひます。これは国も地方も全く同じでございます。でありますから、私は一方においてこのぜい肉を切り落とす作業を真剣にやらなければいかぬということを感じておるわけでございまして、それとあわせて、どうしてもこれは現在の日本の経済状態からいって、財政需要、行政の需要に見

合うだけの金が入ってこないわけでありまして、その最低必要な部分についてはどうしても増税に踏み切らざるを得ない、こういうことで、基本的にはこの二本立てで取り組んでいかなければならぬ、このように考えております。

○権藤委員　そこで、それらの問題につきまして、これは自治省だけが躍起になりましてもどうもできない問題じゃないかと思うのですけれども、各省間で、もう政府全体で取り組んでほしいと思います。そういうようなことが検討されておるかどうか、お伺いしたいと思います。

○滋谷国務大臣　先ほど申し上げておりますように、とにかく国債に頼ってこの数年間どうやら財政運営をしてきたわけでございますが、最近の国債の暴落を見ても、もう限度にきているというところははっきりしてきていると思うのです。したがって、従来のような国債依存型の財政運営はもう限界にきている、こういうことがはっきりしてきたと思うのです。そういう意味で、来年度の予算編成は財政の立て直しを中心に、自民党内閣としては正念場に来た、私はこういう受け取り方をしておるわけでございまして、いま御指摘されたような種々の問題も来年度の予算編成時期に、これはもうまさに内閣挙げて取り組まなければならぬ最大の問題である、このように認識いたしております。

○権藤委員　当然のことでございます。そこで、やはり地方団体の財政を圧迫している要因に機関委任事務等もあるわけでありまして、だから行財政に当たって整理をしていく必要があるわけでありまして、この機関委任事務のことについて若干お伺いしたいのですけれども、昭和四十一年以降地方団体の機関委任事務、これはどのくらいふえておるかおわかりでしょうか。

○柳沢(長)政府委員　お答えします。都道府県知事、市町村長に対する機関委任事務で地方自治法の別表に掲げられております事務の数は、昭和四十一年の時点で四百二十件、現在で五百二十二件で百二件の増加で、増加率は二四％

でございます。

○権藤委員　いま説明がありましたように、四十一年の交付税改定以来、地方団体の事務の件数だけでも百二件以上増加しているわけですね。当然、事業量の金額も大幅にふえておるわけでございまして、けれども、こうした事業量の増加に対しては交付税率の引き上げを図るべきではないかということをおもひも何回も言ってきたわけですね。このことは地方制度調査会も指摘しておるわけでありまして、この地方制度調査会の答申をいまままでのように反映させてきたか、それについての説明をお願いしたいと思います。

○森岡政府委員　ただいまお話しのように、機関委任事務もかなりふえてきておりますが、いわゆる固有事務というものの、地域住民のニーズが多様化して複雑化しておりますので、固有事務、機関委任事務を通じて地方団体の事務事業がふえてきておるといのが実態だと思っております。

〔中山(利)委員長代理退席、委員長着席〕それに対応いたしますための財源措置といたしましては、地方独立税及び地方交付税の増強を図ることが最大の方針だと私も従来考えておりますし、また、お示しのように、地方制度調査会においてもそのような指摘がずっと続けられてまいりました。

交付税率の引き上げにつきましては、率直に申しまして、私も何となく実現したいという気持ちでここ数年大蔵省当局と折衝を重ねてまいりましたけれども、御承知のような国債を大幅に発行しておる国の財政の状況のもとでは言うべからず大きな壁がございまして、そのようなことから、当面、交付税特別会計における借り入れを通じて必要な交付税の額は確保して地方団体の財政運営に支障が生じないようにしてまいりたいわけでございます。借り入れは将来返さなきゃならぬわけでございますので、これは限界がござい

ます。また同時に、地方債を発行して、その償還費も将来かなりふえてまいります。それを考えますと、先ほど来大臣から御答弁申し上げましたよう

に、できるだけ早い機会に税及び交付税の大幅な増強を図る抜本的な財政制度の改正を私も努力いたしたいし、国会においても真剣に御議論願いたい、かように思っております。

○権藤委員　これは今日までも盛んに論議してきたことですが、五十年で減収補てん償、五十一年以降が財源対策として本来地方交付税で措置しなければならぬものを地方債に振りかえてきております。これから先も経済の動向から見まして、また地方財政収支試算から見しても財源不足がずっと続いていくことである、ということです。独自の財源対策は不可能である、どうしても国で財源措置の道を開いていかなければならぬということなんです。また先ほどから田園都市構想というようにどこでいろいろな財源、行政の地方分権化が要求されてくるわけでありまして、とにかく地方財政の強化というものは必要不可欠であります。そういうことから考えまして交付税率を引き上げていくということが一歩確かな道でもあらうと思うわけなんですけれども、その点についてお考えはどうでしょうか。

○滋谷国務大臣　基本的には交付税率の引き上げによって現在の財政状態に対処するというのがオースドックスな対策であると私も考えております。したがって、五十四年度の政府予算案の編成に際しても大蔵省に対してこれは強く要求をしたわけでございますが、とにかく国の財政が御承知のように火の車の状態でございますので、私どもの主張が正しいということは確信しておりますけれども、いかにせん条件がそれを許さないというところでやむを得ず涙をのんだわけでございまして、私も今後はとも機会あるごとに交付税率の引き上げの実現に向かって努力してまいりたいと考えております。

○権藤委員　五十四年度の予算で自治省が交付税率を六・五％要求しております。ところが、総額で確保したということでも増しと取り下げたままという印象を私も受けるわけなんです。ですから、果たして税率の引き上げに對する

熱意はあるのかどうか。とにかく何でもいかに金さえ取ってくればいいというようなことで場当たり主義に進んでおるのじゃないかというふうな思われるわけなんです。ということは、交付税率のアップはできない、こう言いながら臨時特例交付金の枠をどんどん拡大している。そういうことなら、地方公共団体にとりましては一番確かな財源を求める方法としては税率を上げることが一番いいと思うわけなんです。そういう点について私どもは非常に矛盾を感じているわけなんですけれども、いかがなものでしょうか。

○滋谷国務大臣　繰り返しお答えいたしますが、私どもは地方財政の対策としては交付税率の引き上げがオースドックスな対策である、この信念は堅持しておるわけでありまして、ただ、国の財政状況がその実現を許さない、こういうことでございまして、そこでその臨時地方特例交付金、この金を出しておるんだからその分だけでも交付税率を上げられるじゃないかという御指摘、これは当委員会でもたびたび御指摘を受けておるわけでございまして、御承知のように、この臨時地方特例交付金はあくまでも恒久的なものじゃありません。その年度年度ごとの財政需要に対して当年限り対応しておる、こういう性格のものでございまして、それに対して交付税率の引き上げということになりますと、これは当然恒久的な制度の変更、こういうことになるわけでございまして、その点、基本的にも違ふ。私どもは本来は交付税率の引き上げを実現したい、これをやりたい、こういう一貫した考え方を持っておりますが、それがもう国の財政が許さない、やむを得ず借入金とかあるいは臨時特例交付金、こういったものでとにかく当面の財政運営に対処しておる、こういうことでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○権藤委員　五十年以来、地方債の償還が始まっております。そのために公債費率ですけれども、年々増加しております。五十三年度が六・五％、五十四年度では六・八％ということではござ

います。これは地方財政の硬直化並びに地方財政をぐいぐい圧迫してくる要因になるわけですが。今後こういう傾向は一層増大してくるわけでありま。この点から、行財政の見直しは不可欠であるということはいままでも申したとおりですが、増大する今後の償還対策は一体どのようにお考えになつておられるか、お聞きしておきたいと思ひます。

○森岡政府委員 地方債がふえてまいりました要因は二つあると思ひます。

一つは、先ほど来御指摘のように、地方財政の中で本来地方交付税で措置しておった部分が、財政収入の伸び悩みによりまして地方債に振りかえられておる。いわゆる事業費補正で交付税計算しておりましたものを財源対策債という形に振りかえておるといふ問題が一つと、それからいま一つは、財政が前に出て景気浮揚を図らなければならぬというのがここ二、三年來のわが国の経済の実態でございましたので、公共事業、単独事業を通じて相当の規模の拡大を行つてまいりました。そのために地方債を大幅にふやさなければならぬ、こういう事態であつたわけでございます。

後者の方の投資的な公共事業を中心とした景気浮揚という問題は、景気が着実に回復してまいりますれば、ややトーンダウンしてまいらると思ひます。しかし、前者の一般財源の不足というものにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、税財政制度の基本的改正を行つて必要な財源の増強を行いませんと、その穴埋めができないということになるかと思ひます。いずれにいたしましても、将来の公債償還費につきましては地方財政計画に的確に計上いたすわけでございますので、そのような仕組みを通じて、地方団体がその償還ができないというふうな事態にならないように国として万全の責任を持つた措置を講じたい、かように思ひます。

○権藤委員 いま特例債を交付税で見えていますね。これを交付税以外の財源で何か措置するようなことが必要だろと思ひますが、そういうお考えはございませんか。

○森岡政府委員 そういふ考えも御提案があることは承知いたしておりますが、私どもは、特例債も地方債でございますので、やはり全体の地方債の償還費を賄うための財源措置を考えます場合には、基準財政需要額に算入する方が的確な算定ができるのではないかと、特定のものを取り出しますと、また特例債以外のものについても同じような特別の措置を講じたらどうかという御意見も出てまいりましょう。そういたしますと、財政措置の総合性というものに欠けるのではないかと、いふうに考えておりますので、私どもは現段階では基準財政需要額算入が合理的であり、的確な財源措置の方法ではないかと思つております。

○権藤委員 次に、交付税会計の借入金金の償還などですけれども、税率が上げられないということと交付税会計で借りて、それでその償還の二分の一を国が見るといふ制度なんですけれども、これは本来ならば税率を上げていくべきであります。こういうときだから仕方がないから緊急の措置として、こういうふうにしていただかなくてはならぬんですが、それを二分の一にしなくて全額国で見るといふ自治省は大蔵省としっかり交渉すべきじゃないかと思ひますけれども、この見通しはどうでしょう。

○森岡政府委員 この点につきましてもいろいろ御意見のあることは私も伺つております。御承知のように五十三年度に交付税法を改正いたしました、当分の間、借入金金をいたしましたその純増加額の二分の一を国庫負担してもらつたという仕組みをつくつたわけでございますが、その間におきまして自治省と大蔵省でいろいろその中身につきまして詰めていたしたわけでございます。私どももいたしましては、地方財政の中で一般財源、すなわち税及び交付税が伸び悩んでおるために交付税特別会計で借り入れて必要な額を確保しておるわけでございます。

そこで、地方の一般財源の中で国の税制、国税の制度によって影響を受けておる部分というのがどの程度かということ計算してみますと、大体

五割、半分でございます。その分はやはり国で当然めんどろを見てもらふべきではないか。残余の部分については、地方税制の改正とかその他の地方自治体の努力ということもあるわけでございますから、そのようなことで大蔵省と合意に達したわけでございます。確かに一〇〇％持つてもらえば地方財政としてはそれに越したことはないわけでございますが、そういうふうな論議を尽くした結果の結末でございますので、私どももいたしましてはこの仕組みを維持してまいりたい。しかし、地方の負担となります半分につきましては、いま申しましたように税制改正その他の財政措置を通じて必要な財源を必ず確保する、地方に迷惑をかけないということ而努力していきたいと思つております。

○権藤委員 続いて公債の問題ですけれども、公社債市場は、国債がこんなにあふれましてその相場も暴落しておるといふような中で、地方債は一体どうなるのかという心配がされるわけなんです。これらの影響に対する対策が何か立ててあるかどうか、お伺いしておきたいと思ひます。

○森岡政府委員 国債の市場価格が大変下落をいたしましたして新発債の消化にいろいろ支障が出てまいったということで、三月に〇・四％の国債の利率の引き上げが行われましたことは御承知のとおりでございます。

地方債のうち市場公募債につきましてもやはり国債と同じような状況でございますので、三月債から〇・四引き上げまして、表面金利で六・二％を六・六％にすることにいたしました。しかし、その後さらに、御承知のように国債につきましてもなお問題があるということから〇・七％引き上げるといふうな話が固まつてまいりつづいてございます。私どももいたしまして、国債がそういうふうな条件改定が行われますと、市場公募債についてもこれに並んだ条件改定をいたしませんと市場公募債の消化が困難になりますので、いま申の幹事と話し合ひをしておるわけでございます。月内には結論を得たい、その条件改定の幅は

大体国債と同じ程度の率にいたしたい、かように考えている次第でございます。

○権藤委員 そうしますと、利率が引き上げられました場合、地方財政計画に盛られております新たな利子負担が生じにくると思ひますので、これはどうでしょう。

○森岡政府委員 いま申しましたように、公募地方債につきましては四月中旬に条件の改定の結論を得たいと思つておりますが、そういたしますと、五月発行分から発行条件が国債と同じでありますれば〇・七％引き上げるといふことに相なります。その他の縁故地方債につきましては、御案内のように、各地方公共団体が関係金融機関と協議をして条件を決めるわけでございますので、これはまだそれから後の決まり方になるわけでございます。なおそのほか、政府資金なり公営企業金融庫資金の金利につきましても、これは影響してまいります。

そこで、それらを一体どのように見込むかという点につきましても、まだ十分なデータがそろつておりません。しかし、非常に粗く計算いたしますと、五十四年度中に発行する公募債、それから縁故債等の民間資金で見ますと、金利負担が大抵七十億円の増加になるのではないかと。しかし、この程度でありますと、先ほど申し上げました予備費といたしまして三千五百億円計上いたしておりますので、これで大体吸収できるのではないかと。いだらうかというふうにお考えをいたします。なお、推移を見て検討を進めてまいりたいと思ひます。

○権藤委員 次に、国鉄の問題について質問します。

国鉄の財政再建対策といたしまして、運輸省の国鉄地方交通線問題小委員会から答申が出されておりますが、その中でローカル線の切り離しということが提起されております。自治省はこのローカル線に対する地方団体の肩がわりについては何かお考えがあるかどうか、お示し願ひたいと思ひます。

○森岡政府委員 国鉄は幹線、地方交通線、国土

○権藤委員 自治省の方はどうですか。

大都市交通対策でございますけれども、これは主に線増と電化でございます。五十年が四十八億、五十一年が四十一億、五十二年が三十四億、それから動力近代化、これは電化でございますけれども、五十年が四十七億、五十一年が三十四億、五十二年が五十八億。それから輸送力増強、これは線増でございますけれども、五十年が三十四億、五十一年が三十五億、五十二年が二十九億。それから駅本屋等の改築のものでございますけれども、五十年が二十九億、五十一年が三十五億、五十二年が三十六億でございます。トータルいたしますと、五十年は百五十八億、五十一年が百四十

容まで知ってほしいと思うのです。というのは五十年が四十四の団体、五十一年が四十一、五十二年が四十三の団体が引き受けておるわけですけれども、これをずっと見ますと、ほとんどこれは前期会とかというような名前になってはおりますけれども、全部地方公共団体の長がその任に当たっておるわけです。そうしまして、銀行から金を借りておるわけですが、貸出金利と債券の利息の差を公共団体が出している。例をとりますとある市では五十一年度では利子の差額の負担金を一千三百六十五万円も払っている。どういふように支出しているかというと、寄付金であるとか分

○森岡政府委員　ただいま申しましたように、国

鉄に対して出していないという禁止規定でございませう。利子補給してありますのは、形式的に期成同盟会に対しておこなっているものから、そこから、先ほど申しましたように、直ちに違法ということにはならないと私どもとしては考えておるのでございませう。

○権藤委員 ああ、いいでしょう。

国鉄にお尋ねしておきたいのですが、とにかく期成同盟会が利用債を引き受けます。よく内容を知らないとおっしゃるから、どういふ内容で、利子補給してありますが、その同盟会は金融機関に利用債を引き受けておられるわけでありませう。で、金融機関は政府保証債よりも高い利息でなければ引き受けませんので、結局その利子の差額分を実質的に自治体が負担しておられるという結果になっておられるわけではございませう。これはいまだ切ではないというふうな表現でございませう。けれども、私どもは財政再建法に違反すると思えておられます。国鉄は自治体利用債を引き受けさせることにつきましては、この法律をどの程度認識しているのかという点なんです。

それともう一つ、受益者に還元されるような駅の改築だとかいうものではなくして、国鉄自体の問題である路線の増設、電化、輸送力の改善強化というものが利用されておられるというところ。ですから、たとえば期成会に債券を引き受けられ、それはどこから金を借りてもおれたちにはかわりがないことであるというのでは済まされないうちの思ひです。実態は説明申し上げたとおりでございませうから、この法律をどのように認識されておられるのか、重ねてお伺いしておきたいと思ひます。

○中村(重)説明員 お答えいたします。地方財政再建法との関係、自治省の方から御答弁ございましたけれども、国鉄の方といたしましては、利用債というものは、地元の要望にこたえまして地元の受益関係の深い工事につきましてのみ発行してきたものでございまして、発行の際にも、具体的に工事内容等十分協議しまして納得の

上引き受けをお願いしているわけではございませう。それから、利用債の引受者に対しましては、元金の償還、利子の支払いを行っております有償資金でございませうので、寄付金等とは異なるものでございまして、地方財政再建法に違反しないものと考えております。

それから、二番目の受益関係の薄い件でございませうけれども、御指摘の線増、電化、これらの工事につきましては、都市間の輸送力の強化とか通勤通学輸送の改善、それから観光旅客の増加など、地元にもたらされる便益が多く、またこれらの工事促進につきましても、地元からの要望もきわめて強いことにかんがみまして、地元の受益に際しては利用債の引き受けをお願いしているわけではございませう。

○権藤委員 抵触しないとおっしゃいますけれども、電化をする、これは国鉄自体の事業ではございませう。輸送力の強化をしていく、都市と都市の間のそういう輸送力の増強とかいうことによつて地域住民にそれだけの利益が返るといふことはわかります。しかし、輸送力の増強をするとか路線の複線化あるいは電化ということとは国鉄自体の問題でございませう。それまで期成会に引き受けさせる。この額を見ましても、駅の本屋等には十一億三千三百万円、ところが電化には五十六億五千八百万円です。多いじゃありませんか。

だから、あなたの方では違反ではないと思つておられますと言つても、では現行法ではどの程度の負担が生じたときには違法と思われるのか、自治省にもお伺いしておきたいのですけれども、いわゆる国の機関が地方自治体から少しでも土地を無償で借りる、これは再建法の違反になるわけではございませう。期成会に引き受けさせておられるというわけでも、その期成会の長というものがほとんど市長さんとか町長さんになっておられるわけではございませう。補給をしている、何らかの形で負担をしているというところ。私は実質的な問題においては変わりな

かろうと思つておられるわけではございませう。確かに地方自治体の方から、皆さん方がこん

なところへやかましく言われるのは分に合はぬとおっしゃるかも知れませんが、どんな陳情がありまして、それを承知ならばどうしようというようなことではございませう。法は法として、もう少し認識してもらわなければ困るわけではございませう。先ほどから申し上げておられますように、とにかく負担金が多過ぎる、いろいろなもので地方財政が圧迫されておられる。そのために借金、借金、借金でやっておられる。ですから、少なくとも国鉄が駅舎を改築するということについては若干負担金があつても住民として納得できるけれども、路線の強化とか、そういうように輸送力の増強という国鉄の事業の本来のものまでにもなけなけなしい金を地方公共団体が利子補給していかなければならぬということではございませう。いわけなんです。ですから、違法ではございませうと言つても、森岡さんと国鉄の方と、もう一回答弁してください。

○森岡政府委員 恐らく、いま国鉄当局からお話しありましたのは、利用債の引き受けをお願いする場合には、国鉄本社がたとえ東京あるいは大阪で金融機関に資金の借入れを依頼するということではなくて、その地元の方で利用債の引き受けをお願いするということは別にこの法律に違反するものではないか、こういうお話だったのであらうと思ひます。それはその限りにおいて私もそうだと思つてございませう。地元の要請もあるわけではございませう。地元の金融機関から期成同盟会がお金を借りまして利用債を引き受けておられる、これはあつてもちつともおかしくはない。

ただ、問題は金利の水準だと思つてございませう。市中の実勢から余りにかけ離れた低金利で利子補給を大幅にやらなければならぬようなことではございませう。これはききかた悪い話であり、不適当だと思つてございませう。現在の利用債の金利は政府保証債の金利の〇・一％下のところで決められておられると思ひます。市中金利もかなり流動的でございませうから、一ころに比べますとかなりその

幅が狭まつております。私どもはかねてから利用債の金利水準につきましては、運輸省及び国鉄当局に対して、市中金利の実勢とかかけ離れないように努力をしていただきたいという申し入れをして御相談しておりますので、今後ともそういう方向で地方公共団体の利子補給のような形での負担が出てこないように格段の努力をしてみたい、かように思つてございませう。

○権藤委員 国鉄の方はどうですか。

○中村(重)説明員 お答えいたします。法違反の問題につきましては先ほど述べたとおりでございませうけれども、問題の不当な債券かどうかという点でございませうけれども、政府保証債よりは〇・一％利率が下がつておりますけれども、国債よりは発行価格におきまして有利になつておりますので、利用債は国債よりは有利な債券となつております。

○権藤委員 「国鉄利用債の処理に関する覚書」というのが三十三年度九月に出されております。その中で「国鉄は、昭和三十四年度以降予算要求に当り幹線電化について、地方公共団体の引受分は計上しない。」というふうに覚書で言われておられるのです。これはどういふふうに認識していらつしやいますか。

○中村(重)説明員 お答えいたします。覚書の三番に、予算要求に当たり計上しないと書いてございませうけれども、これは予算に計上しないというふうに解釈しております。

○権藤委員 これはいまはもう生きておられませんが、四十年六月三十日に財政局長の柴田さんと国鉄の経理局長の長瀬さんとの間で結ばれた覚書なんですけれども、「地方公共団体の財政負担をさけるよう、国鉄は関係金融機関に対して協力を求める。」というふうに覚書はしてある。したが

ためのそういつたテクニク、手段であるというふうにも思いたくないし、またあつてはならない。当然、責任を分担する与野党ともに政治の場にある者として、これは重大に深刻に受けとめなければならぬ問題ですから、具体的に言ううと大臣、どういう面を回答し得るのかどうか。

○金子(一)国務大臣　大変むずかしい問題でございます。ただ私は、とにかく当面の問題としては、国はいま一生懸命に財政再建に取り組んでおりますが、地方も更生会社になったり、一步手前の自

身軽になつてもうらうことが一番大事だと思ふのであります。人のことを言つておれませんが、国が事實眞つ先にそれをやつてお手本を示さなければいかぬわけでございますが、と同時に、先ほども私が申し上げましたように、各府県はこういう仕事をしろとか、市町村長はこういう仕事をやれというような一律化の指導を少しやり過ぎておると思うのです。もう少し地方のそれぞれの地域社会の

ニーズを生かした、多様化したあれを地元で考え
 まして、そしてその財源を与えることに徹してい
 かぬと、いつまでたっても私は地方の自治という
 ものは青たぬのじやないかと思うのです。地方の
 自治は、正直言つて全部中央の指示に従つて右へ
 ならえしているだけでございます。これは私ども
 の田舎の話を申し上げておるわけです。よそのこ
 とは知りません。これじやいかぬと思うのです。
 だから、たとえば町村議会なんか、私の生まれ

在所なんかあんなに二十人も三十人も議員は要りませんよ。五人、十人で十分やれるところを一律にやって人数をふやして、議會にたくさん使って、大行行列をやっておる。そういうところから、身近なところから直していくことが必要なんじゃないでしょうか。私はやることがたくさんあると思ふんです。そういう点について、藏谷自治大臣もともどもに大いに意欲と情熱を燃やしておられますから——これは国についても同じことが言えるののですよ、やってまいりたいと考えます。

○小川新委員　自治大臣、大蔵大臣から厳しい

御指摘があつて、議員なんかもつと減らしちゃった方がいい。これは確かに議員が少なくて、一人か二人でやれば経費は安くつくでしょうけれども、民主主義というのはそういうものじゃないのです。地方政治というのは選挙権を持つて住民の人口に比例して出てこなければいけないので、少なればいけないものではないでしょう。そのアンバランスで、参議院の地方区なんかはまたたかれておるわけです。大臣、いまの大蔵大臣のような御認識をあなたは正当だと思ひますか。

○滋谷国務大臣 私は、地方の自治体の議員の定数が少なれば少ないという認識は持つておりません。これは適正な数という規模があるはずでございます。ただ大蔵大臣が言われたのは、これは国も地方も同じなんでございまして、とにかく財政を立て直さなくちゃならぬというのには至上命令でございますから、それをやるためには出る方も抑制しなくちゃならぬのは当然のことだと思ひます。そういう気持ちの一端を述べられたと私は理解いたします。

○小川(新)委員 行政府の長が立法院に対して節減を——立法院の方の議員の給与とか報酬を節約するために数を少なくする、それはもちろんそれらの方もやるのだからという前提に立って、これはこういう公式の場ではなくて、お互いどうしたらいいかという相談の中では話があつてもいいと思ひますが……

○金子(一)国務大臣 ちょっと誤解を招いたようですから……

国のことを申し上げておるわけではない。私の田舎の話、小さな田舎で二十人も三十人も本当は要らないところでも一律になり過ぎておるといふこと、だから適正化が必要だ、これは滋谷さんも言つておるようなことを申し上げておるのであるから、どうぞ誤解のないように願ひます。

○小川(新)委員 それは誤解とか誤解でないとかいう問題でなくて、やはり議員として議会制民主主義を貫き通すためには、ちゃんと法に従つて定

数が定められているのでございますから、われわれの家庭のようにどうしようもないものじゃないと思ひます。私も何も夜の夜中にそんなことで騒ぎ立てるつもりはありませんけれども、ちょっと一言はつきりしておかなければいけません。

そこで、五十四年度の地方財源不足額四兆一千億、その穴埋めとして地方交付税の増額二兆四千六百億、建設地方債の増額一兆六千四百億の措置をとつておるわけですね。その他地方交付税の増額分のうち臨時地方交付金一千八百億を差し引いた二兆二千八百億を交付税特別会計において借り入れておるのが現状でございますが、こういった借り入れ増加額の二分の一は国庫が負担をする。

そこでお尋ねいたしますけれども、五十四年度の地方財政対策は交付税会計の借金と建設地方債の増発という内容であり、五十三年度のやり方と全く同じであります。これはいろいろ議論が出たと思ひますが、経済の成長が全然とまつて、高度経済成長政策から低経済成長、安定に入つていく。これからは思ひ切つた財源の見込みもない。こういう状態の中で五年間こういう措置が続いてくると、これは当分の間、これは暫定的な物と考へるならば、一、二年は非常に優秀な措置だと思ひますが、経済の成長がいまのような平行情況をたどるかもしれない下降線をたどるようなときには、長期にわたつてこういうことをやつていくのでしょいか。この間にできなければ、いま言つたように一般消費税を導入、地方消費税を導入する、こういう荒っぽい措置をとらない限りだめなんでしょうか。そうすると、暫定的なしぼしという考え方でしょうか。

○金子(一)国務大臣 大変残念なことでございまして、石油ショック以来、世界経済の成長は、これは日本だけでございせん、ぐつと下降線をたどりまして、わが国でも三、四年くらいで上向きになるだろうという見通しで今日までいろいろな施策に当たつてきておつたわけでございます。

すけれども、特にまた今度OPECが六月に原油のプレミアムをつけるというふうなことになるまいと、それだけ経済が縮小するわけでございますし、当分の見通しがどうなるかが実はつけにくい段階である。どんな下降線をたどつて下向きに走るだけだぞというところは言えないと思ひます。現にわが国の経済も、昨年の暮れ、予算編成の当時には、まだ先行きどうなることかというこ

とで薄水を踏むがごとき思ひで予算編成をやつたわけでございますが、最近はず想像以上にぐつと伸びてきておる。何といつても経済は生き物でございますので、簡単に予測できないと思ひますので、いましますけれども、とにかく今日の状況は地方も国も全く異常な状況なんでございまして、交付税の關係にいたしましても、しばらく、当面を糊塗するようなやり方でお氣に召さないことは十分心得ておるのでございまして、経済の先行き、財政の先行きの見通しがぐつとまでひとつ御協力をお願いいたします。自治大臣にもお願いいたしまして、皆様方にもお願いを申し上げておるような次第でございます。

○小川(新)委員 公定歩合の〇・七五%の引き上げというものは、やはりある程度経済の見通しがついたからこそ、インフレ抑制という問題で景気の浮揚策から切りかえを行つて、金融の引き締め政策に出てきたと私たちは理解してゐるのでございますけれども、そういうふうな四期にわたつて引き締めを行つていたのを逆に緩める、企業の体質を強化するために貸出金利を下げた。その下げてきたのを今度は逆〇・七五%上げてきたというところは、日本の経済の指向線のラインが上向いてきたといふ見通しに立てば、私は、今後また下げてたり上げたり、こんなことを年がら年じゅうやってゐるような愚かなことは大蔵大臣がやるわけはないので、相当の見直しというものを考えなければならぬ。公定歩合の引き上げを行つたんだから、この辺でもうある程度の見きわめというものをつけなければならぬではないかと思ひます。二点目は、公定歩合を上げたというところはどうか。

に御理解をいただいてゐるのか。

○金子(一)国務大臣 公定歩合の引き上げのねらいは、これは日銀が中心でおやりになつたことではございまして、私どもの理解しておるところでは、石油製品が四月の引き上げで値上がりいたしました。しかも、海外からの輸入物資が各地の地域的な戦争等の影響を受けて、大幅に引き上げになつた。その余波が、どうも買ひだめとか二次製品への波及が心配されるような状況がちょっと出てきたというところでございまして。

そこで、いまのところ卸売物価が月に〇・八%くらいの値上がりでございまして、これもこれが三、四月月たつと二けた台に上がります。そうすると、消費者物価にそれがまたね返つてきますから、それはね返るスピードにブレーキをかけ、それからね返る幅に上積みさせぬように、警戒信号を発したというふうに私も理解をしておるわけでございます。それで、景気自体は、まだ企業がとて一本立ちになる段階ではないのじゃないかというところで、私もいろいろ各地の情報を集め、各地の資料を集めて慎重に検討いたしましたのでございまして、不況産業等は別といたしまして、おおむね大企業も、程度の差はございしますが中小企業も、だんだんと企業収益が好転してきたというふうな判断しておる次第でございますが、ただ、これがずつとことしの暮れから来年に続くかどうかというところは、余波を受けるものでありますから、やはりもう少し各国の経済を慎重に見きわめなければいかぬと考へておる次第でございます。

○小川(新)委員 そうしますと、公定歩合の引き上げは、結局まだいまの現状を続けていつて、万が一その余波を受けていろいろな面で企業の体質が弱体化して落つてきたというふうなときには、また引き下げを行つたのですか。

○金子(一)国務大臣 これは日銀のおやりになることですから、私からとか言うわけにはまいりませんけれども、いまの状況でいけばこれで十分だ、当分動かさぬでいいというお気持ちと私は

承っております。

○小川(新)委員　そこで、五十四年度の経済運営についてですけれども、昨年と最も違う点は、いま御心配があった御売物価や地価が上昇した。こういうことはなぜ出てきたかといえは、地方財政の運営にもこれは当然重大な影響を及ぼすものですけれども、政府は五十二年、五十三年度行ってきた公共事業のいわゆる前倒し執行を、上半期の景気の回復を目的として昭和五十四年度も行っていくのかどうか。こういった前倒しをどんどん続けていくことが物価に影響が出てくるということ、もう前から言われておる。そのブレーキを、○・七五%の公定歩合の引き上げによって警戒警報を出させた。しかし、まだ企業の体質が完全に回復していないときにこういうことは早まったという説もある。これからいろいろな試行錯誤が行われるでしょうけれども、そういうときに前倒し制度というものはまだこれから続けるのですか、続けないのですか。

○金子(一)国務大臣　公共事業の前倒しでございすけれども、去年は七割五分くらいを上半期に集中的に契約をいたしたのでございすが、ことはこういう状況になりました。しかも、地域的にはちょっと過熱ぎみのために建築資材が上がるというような地域もございすので、そこら辺を十分考えまして、先般公共事業推進連絡協議会ですとか、関係協議会で、上半期の契約率は大体六五%から七〇%くらいのところをめどにやって、後、年を通じてなだらかにやっていきましようというような方針で各省申し合わせをし、いま公共事業の執行に取りかかっている段階でございす。したがって、前倒しということはいましておりません。

○小川(新)委員　それで明確にわかりました。

そこで、経済の見通しについては、大蔵大臣も、これから六月東京で行われる先進国首脳会議、経済の首脳会議、いまも行われておる日米欧の経済問題、こういう問題を踏まえた上でいろいろ御判断をこれから下半期に行うと思いますが、地方財

政に微妙な影響を与えるこれらの問題については側面からひとつ判断の誤りなきようお願いしたいと思ひます。

そこで、東京都の問題でございすが、現在四十七都道府県のうち東京都だけが交付税の不交付団体となっておりますことは、御承知のとおりですが、都知事選挙が終わる、新しい知事が選ばれたが、美濃部都知事のときの四月予算が組まれておりません。当然新しい知事のもとで大幅な補正予算を組まなければなりません。東京都は五十二年、五十三年度と、いずれも年度末ぎりぎりに地方債の増発を認められ、辛うじて赤字再建団体に転落することを免れておるわけでございます。今回の東京都知事選においては、三人のりっぱな候補者が出て、それぞれ東京都財政という問題を議論して、鈴木新知事に都民の判断が下ったわけでございますが、いずれにしても、三人の方が一様に東京都財政問題をテーマにのせたわけですから、でありますから、イデオロギーとか政党的な右いかに問はず、なった知事に対してはそれぞれも御援助をしなければならぬでしょう。いま言ったように、東京都は首都という顔を持っているわけですから、大都市であるために生ずる特別な財政需要に対して、国が特別な交付金を交付するとか、美濃部さんのときにもおっしゃっていたのもろもろの問題がネックになっているわけです。また、東京都自体のぜい肉を切り落とすことについても、これはいま新たな知事がおやりになられることでありますけれども、大臣、どうですか、この東京都の問題について新たな一つの財政援助というものを考えるにはあるお考えはありますせんか。

○金子(一)国務大臣　小川さんおっしゃつてのとおり、東京は日本の顔ですから、私どももできるだけのことにはしなければいかぬという考え方に立っております。いままでいろいろなことがございまして、国の十分なつながりもできなかった面もあつたようでございすけれども、受け入れ体制ができて、そしていまお話しのとおり、ぜい肉はこ

ういう点は思い切つて切り落とすよ、ひとつ国の方もしつかり頼むよというような体制を整えれば、これはもう私どもは全力を挙げて御支援するにやぶさかでないのでもございまして、具体的にどういうところから手をつけるかという点につきましましては、自治省、自治大臣とも十分お話がございまして、話し合つてまいりたいと思ひます。

○小川(新)委員　自治大臣、いまの大蔵大臣の御答弁でございすけれども、この間の美濃部さんと大臣との約束、これはいろいろな面であつたろなことになるまいけれども、そこで退職金の問題等を踏まえて新たな措置を講じられたというのを聞いておりますが、われわれが目にしたしますことは、新たな措置が新しい知事のもとではどういう形になって具体的にあらわれてくるのでしょうか。そして、それがいまいみじくも大蔵大臣おっしゃつたように、そういう受け入れ体制が十二分にできた場合には、国は全力を挙げて援助することにやぶさかでない。そうすると、自治大臣としてはどういふことを大蔵省、大蔵大臣に御要求するお考えなんですか。

○森谷国務大臣　東京都の財政赤字の問題は、御案内のように自治省と美濃部知事との間に交わした約束、これが守れなかった。これにはそれなりの事情があつたわけでございます。ただし、それにかわる財政立て直しの具体策を準備して持つてまいつたわけでございますので、私どもはその努力を評価して、東京都が赤字団体に転落するような措置は避けなければならぬ、こういうふうな判断しております。

そこで、これから東京都の財政再建をどうするか、これは鈴木新知事に課された最も大きな課題であると考えております。幸いに、鈴木さんは御承知のように地方財政のベテランでございすから、知事という立場で鈴木さんはこの任期四年間に都の財政の立て直しをやるんだ、こういう公約を持って立たれたわけでございますから、恐らく鈴木知事の判断で、東京都の財政はこういう方法

で立て直すという具体案を準備されるだろうと私は期待をしております。その具体案の中で、自治省に対して、あるいは大蔵省に対して、こういう点についてはぜひ協力をしてもらいたいという点が出てくるかも知れません。いずれにしても、鈴木知事のそういう具体的な提案を受けて、私どもは真剣に相談をしてみたい、このように考えます。

○小川(新)委員　いずれにいたしましても、私はこういうことは余り言いたくないのですけれども、選挙でお互いに戦つてきた党が、自分の支持した党だからどうのこうのということではなくて、私はいまフランクな気持ちでお聞きして、このことは、結局都民のためになる、都民財政ということ、財政を、いままでに美濃部さんのときに要求してきたものはやらなくて、新しい知事になったからというふうな印象ではなくて、——確かにそういういろいろな面でもいい面、悪い面があるでしょう、行政ですから、人間のやることですから、その中で判断をする政治的な判断というものは、非常に大きな問題だと思ひます。

いずれにいたしましても、私が言いたいことは、そういう要求があつたときにいろいろな、前の関係と後ろの関係との絡みのためにできなかったというふうなことでなくて、都民本位の東京都の財政を援助するためには、美濃部さんのときに私が、こういう時代ときには要求しているように、東京都の特別の財政需要に対しては、交付税交付金にかかわるべき交付金制度というものを設けたらいいんじゃないか、こういうことを主張し続けてきたわけですから、これについてはどうしても今回はやっていただかなければ、東京都という一つの特別な行政需要に、もういまのままではやらないんじゃないかという気持ちもします。幾ら財政のぜい肉の切り落とし、それだけでは済むものではないですから、そういう面、一、二例、具体的な面で大蔵大臣のお考えがございましたらお聞きをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○滋谷國務大臣 この委員会で、私もこの問題についてたびたび答弁申し上げておるわけでございますが、私どもは、現在の段階で東京都に対して特別の交付金制度というものを考える必要があるとは考えておりません。ただし、事態はやはり変わっていくわけでありまして、現在の制度で対応するには十分でないという具体的な事実が出てまいれば、これは当然われわれにとってもそれに対する対応策というものは考えなくちゃならぬわけでありまして、先ほど申し上げたように、鈴木知事が恐らく具体的な案をまとめて、そういう立場で自治省にあるいは大蔵省に、こういう点をぜひ考えてもらいたいという具体的なものが出てくるかもしれません。その段階で私どもは真剣に取り組んでいきたいと考えます。

○金子(一)國務大臣 ただいま自治大臣からお話しもございましたように、今日の制度のもとでできるだけのことはしたいと思っております。伺ってみると、まだ具体的に案が出てきていないように感じますが、その範囲内におきまして全力を尽くしてやってまいりたいと考えておりますが、新しい制度をこの際つくれば、何かそういうことになりまして、これはなかなか簡単にまいりませんけれども、だんだん情勢が変わってきますし、経済も動いてきます。それは、そういうときはまた弾力的にやらざるを得ぬかもしれませんけれども、現状では、とにかくいまの制度で全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○小川(新)委員 終わります。

○松野委員長 永末英一君。

○永末委員 地方財政は、地方団体が上げます税収、交付税率が一定でございますと、金が足らぬ場合はこれは地方債で賄う、こういうことになりましたが、その他法律に基づきます交付金等ございまして、一番動くのが税収と地方債、こういうことになりました。しかし、借金で賄うというのは限界が当然ございまして、親元の国も似たようなことをやっておるわけでございまして、ここ数年、国も非常に多くの国債を発行して財政を賄ってお

ります。

さて、地方債のことを伺いたいのでございますが、大蔵大臣がお見えでございまして、この公共団体の借金で賄うやり方ということについて、大蔵大臣は一体どういう気構えでおられるかというのを明らかにしていただいて、地方債のことを伺いたいと思っております。

第一に伺いたいのは、現在国債というのは何種類発行されて、どういう市場価格になっているか、御説明をお願いいたします。

○吉本政府委員 お答えいたします。

現在、国債として発行されておりますものは、第一に十年ものの長期債がございまして、これが大宗でございまして、一般に国債の相場が下落しておるといふような論議がなされますものは、この十年債でございまして、それから、この五十四年度には新たに公募債、公募入札の中期国債を発行するというところで、二年もの、三年もの、四年もの中期債を発行することになっております。それとともう一種類ございまして、これは五年ものの割引国債、これが五十四年度で申しますと収入金ベースで二千二百億ということになっておりますが、こういうものがございまして、以上申し上げたようなものが現在私どもが国債として発行しておるものでございまして。

それから、相場の状況はどうかというお尋ねでございまして、御案内のとおり現在国債の相場がかなり悪くございまして、最近の状況で申し上げますと、六・六％の国債、これが四月二十四日の相場で九十二円、こういうことになっております。これは発行価格が九十九円五十銭でございまして、これが九十二円。したがって、いわゆる流通利回りは八・一八七％ということになっておりまして、乖離幅と申しますか、発行時の応募者利回りとの乖離が〇・九〇一％、こういうことになっております。こういうことで、昨日、実は四月債の世話人会を開きまして、一兆円の十年債を発行することににつきまして御承諾をいただいたわけでございまして、この段階で乖離幅にかんが

みまして条件を改定いたしましたして、従来の六・五％の国債を七・二％、発行価格九十九円五十銭というところで条件改定を行った次第でございまして。

○永末委員 いまこの六・六％ものと、これから新たに一兆円十年債を出す国債について利率を上げる話が出ましたけれども、伝えられてるところでは、もっと市場価格が安くなっているというので非常に問題になっているように伝えられております。十年ものでも九十二円ぐらいではなくて九十一円五十銭か、その利率は六・六％ということですが、ほかの利率はございせんか。

○吉本政府委員 ただいま六分六厘でございまして、この国債の流通利回りを申し上げましたが、そのほか現在上場されている国債に八分利国債あるいは六・一％、六分一厘の国債がございまして、この六分一厘の国債は、最近の相場で見ますと八十七円六十七銭というところございまして、この流通利回りは八・四六％、したがって乖離幅は三角の一・一七％、こういうことに相なっております。

○永末委員 その六・一％の利率のものは、発行価格は幾らで出されたものでか。

○吉本政府委員 これは同じく九十九円五十銭でございまして。

○永末委員 九十九円五十銭の発行価格で引き受けさせておいて、市場価格が八十七円六十七銭というところになりますと、この市場価格で決算をいたしますと、一株について十二円近くの損害になります。そういうことになりませんか。

○吉本政府委員 これは評価損ということでございます。いま、金融機関が保有しておる場合、決算上の評価損が計上される、こういうことになります。やり方は、引き受けシナジケートみたいなものをつくっておられるかどうか知りませんが、そこに向けて、先ほども十年債一兆円をお願いしたという話ですが、結局そういうところへひとつこれだけお願いしたいというので、銀行別に割り当てを

決められてやっておられるような気がするわけでございまして、その場合に発行価格で引き受ける、こうおっしゃいますと、大蔵省から言われますと、銀行はその発行価格で引き受けると思うのです。ところで、片や市場価格を見ますと、まさに発行価格の割に上値幅が下がって実際の価値の取引が行われておる。こうなりますと、引き受けろと言われれば引き受けなければならず、その実勢の値打ちは一割以上低いのだ。こういうものを高く政府としては引き受けさせるといふことになりまして。こういうやり方はフェアでしょうか。

○金子(一)國務大臣 六分一厘債は八十八円前後になりましたけれども、これは市場の実勢に気遣いがありまして、特に公定歩合引き上げというふうなうわさが市中に飛んだものですから、そのうちにもっと高い金利の国債が出るだろうというふうなことでも低迷が続いてまいったわけでございまして。そういうようなことから、やっと今度七分二厘の十年ものの国債を発行することにいたしましたわけでございまして、これは私ども実勢を十分に反映しておると思っております。すぐまた公定歩合の引き上げがあるなどということはだれも考えておりませんから、大体これで落ちつくと考えておるのであります。十年ものにするのと自体については実はいろいろ議論がございまして、むしろ七年もの、六年ものくらいの短期のものの方がこういう時期には消化しやすいという議論も出ておりましたけれども、四月債のシナジケートの引き受けとしましては、まあ七分二厘になればこれで十分でございますというところで引き受けてもらいました。五月債はどうなるか、まだわかっておりませんが、これも、この分につきましてもは値下がりかどうかというふうなことはなっていないと思っております。それから、申すまでもないことでございまして、株式と違ひまして、国債の場合はちゃんと償還期には額面まるまる戻ってくるわけでございまして、いまの評価損を出すやり方がいかどうか、私は正直言って一つ問題があると思うのです。地

方債の場合だったらそういうことはありません。これは取得価格でちゃんと出すことになっておりますから。今度そういう評価の方法につきましても、時価評価の方法とあわせて取得価格による評価、これはどこでもやっておることでございますが、そういう方法も認めたらどうかといま検討しておる最中でございます。

○永末委員 大蔵大臣は、公定歩合がちょっと上がったところでございますから、いまだに上がらうなというふうなことはだれも考えていないと言われました。しかし、われわれ経済情勢全般を見ましたときに、OPECの油の価格の値上がり、それから円の為替相場も弱含みである、そういうような外的原因がございます。そうして、なるほど国債を保有しておれば、満期になれば額面で通用するわけでございますから、あわてて売らなかつたって持っていればいいではないかといまおっしゃったが、もしあなたの方の政府が一生懸命言っておられるように、景気が少し回復してき、私企業に資金需要が高まってくるといういたしますと、銀行に対して資金を求めるときは国債を与えるわけにいきませんから、やはり現金を与えたいと銀行が思いましたときに、いま政府がそれぞれの銀行に割り当てているような多額の国債の重みに耐えかねて、これをひとつ現金にかえてくれというオペレーションの要求を日銀にしている場合には、やはり日銀としてはそれにこたえざるを得なくなってくると思われたいでございます。そうしますと、ともかく赤字国債で十年持つておればいいではないかというのではなかなか通用しないのではなからうか。

○金子(一)國務大臣 昭和五十年以来の数字はいま次長から申し上げますけれども、そういうことで資金需要が起りましたときは、成長通貨の範囲内ならば買いオペを日銀が従来からやってま

いつております。ただ、成長通貨ではなくて、とにかくこれ困るから日銀で引き受けてくれというふうなことは、日銀のたまえとしてこれは簡単に行なうことはございませぬけれども、経済が伸びましたならば預貯金も当然伸びるわけでございますし、それでもなおかつ民間の企業活動が活発になって金が足りないという場合には、銀行は手持ちの国債を、資金不足に対応して日銀が買いオペをやりますから、それは十分賄えるというふう考えております。

○吉本政府委員 お尋ねの計数でございますが、五十年から申し上げます、いわゆる国債の市中公募額、これが五十年四兆五千億円で、これに對していわゆる日本銀行の買いオペ実施額が五千九百八十二億円でございす。次いで五十一年度は、市中公募額が六兆二百二十五億円、これに對して日本銀行の買いオペの実施額が八千九百六十六億円でございす。次いで五十二年度は、市中公募額が八兆一千六百五十三億円でございす。これに對する買いオペの実施額は一兆二百四十四億円でございす。また五十三年度で申し上げますと、これは四月から十二月までの数字でございす。公募額が七兆六千九百七十三億円、これに對する買いオペ実施額が一兆一千八百四十三億円でございす。

○永末委員 大蔵大臣、いまの概算でも五十年から五十三年まで公募額が大体二十六兆円程度、そしてこれに對して買いオペ額が三兆数千億円、こういうことでございまして、相当これは銀行が国債を握っているわけですね。そういう状況の中で、もし国債が下がってくるとすれば、これはやはり一つの問題を持つておる。なに満期まで持つていたらいいじゃないかと言えませぬですね。

さて伺いたいのは、そういう状況を横にしておきながら、地方債の発行状況は五十年からどうなつていますか。これは自治省ですか。

○森岡政府委員 地方債計画の額で申し上げますが、五十年二兆八千三百五十億円、五十一年度四兆八千十億円、五十二年五兆五百

六十二億円、五十三年六兆二千九百九十七億円、五十四年度、予定でございますが、七兆四千十億円でございます。

○永末委員 いま伺いますと、これは地方債、五十四年度をいれまして二十五兆円程度になる。国債も、先ほど申し上げましたように二十兆二兆円程度残つておることになりますね。そうして地方債もいまのような多額のものが残つておる。相当これ動き得ない債券を抱えておるのが現在の金融機関の状況でございまして、しかし国債の方は、先ほど大蔵大臣が申されましたように、もしそれが

必要資金需要とあれば日銀の買いオペの対象になつてくれる。地方債はどうなるのですか。

○森岡政府委員 ただいま申し上げましたのは地方債の発行総額でございますが、そのうち資金運用部資金、すなわち政府資金でもって引き受けていただいておりますが、五十年で申し上げますと、端数は切つて申し上げますが、一兆七千億円、五十一年度が一兆四千億円、五十二年が一兆八千億円、五十三年度が一兆四千億円、五十四年度予定が二兆九千億円ということに相なつております。したがって、この分につきましては、いま御心配

いただいております問題というのはないかと考えていいと思ひます。それからそのほかに、公営企業金融公庫資金がございす。これは政府保証金という形で資金調達をし、一部共済などの縁故資金を活用しております。これも問題ありません。

そこで問題は民間資金に依存しておる部分でございす。このうち市場公募債は日銀の適格担保の対象になっておりますが、買いオペ対象にはされておられません。それから通常の金融機関に依存しております縁故資金につきましても、これは個々の地方公共団体と関係金融機関あるいはシ団との折衝によりまして消化をいたしておりますので、この分につきましては、ただいまお話し

の中におきますいろいろな問題がそれぞれあるわけでございますが、ただ縁故資金の相当部分はいわゆる指定金融機関に依存しておるものも相当ございすので、その分につきましては必ずしも国債や

市場公募債と同じような環境条件にあるとは申せないというふうに思ひます。

○永末委員 そんなことはありませぬ。指定金融機関というのは、ともかく金庫の役割りをやらせるからとやうに指定されているわけであつて、その圧力の前に地方債を持たしてはいるわけですね。しかし、銀行の完全な経済的運営ということから見れば重荷であることは間違ひありません。そんなないか。げんかと言われたら困りますね。それは喜んで受けてはいるわけではないのであつて、受けざるを得ないから受けておるだけのことである。しかし、資金運用ということになれば、銀行局長おられなくなつたけれども、決して喜んで受けているものではない。私が申し上げたいのは、国債の方はともかく最終的には、むしろ問題が残つておるけれども、それはやはり銀行としては最終的には日銀に持つていけるものだというつもりがある。ところがいまのように、資金運用部資金を除いたものについては、地方債を受けた場合には、それはもう一遍資金化しないというのを覚悟しながら地方金融機関にこれを受けざるを得ない、こういう仕組みのものであるという認識をお持ちなんではないか、お持ちでないのですか。そこをお答え願ひたい。

○森岡政府委員 御指摘の点についての認識は十分持つてはいるわけでございます。申し上げましたのは、流通価格が下落するというふうな面での問題は、指定金融機関に証書借り受けの形で借り入れておりますものについては生じないということとを申し上げたこととございまして、やはり民間の資金需要が出てまいりました場合に、指定金融機関に依存しておりますいわゆる縁故地方債につきましても、その消化なり何なりについての問題というものが出てくることは御指摘のとおりでございます。

○永末委員 大蔵大臣、いまのように国の方は最終的な逃げ場が理論的にはあるわけですね。実際上はむしろかたがたですね。実際には買いオペに依りたら完全なインフレになりますからね。しかし理

論的には成り立ち得ることだということで逃げ道はつくりながら、御用金、要するにそれを押しつけておられますが、もう一遍伺いますけれども、いやくも国債の相場が立ち、その市場価格、これは流通価格ですね、それがはつきりある場合に似たようなものを出して、それを政府の決めた発行価格で買いますという形で押しつけて割り当ててしまおうということはいいいですか。

○金子(一)國務大臣 これは各国ともディダクトしたもので売ろうなことはいたしておりました、それは国債の利払いに直接響く問題でございすから。市場価格が低落しないことが一番大事なこととございまして、低落をさせないようにならうにそのときそのときの市場の実勢に応じた利率を決めなければならぬと思ひます。最近ここ数年間、八分債から六分一厘債から六分六厘債といういろやつてきておりましたけれども、市場の実勢に応じて六分五厘から七分というような調子でいま変更をしたようなこととございす。私は、強権をもって銀行に押しつけておるわけでも何でもないで、御相談をしながら、これならば幾ら引き受けられるかということをお願いしておるわけとございすので、その点は決して御心配要らぬと考えております。

○永末委員 大蔵大臣の方は決して強権力をもって割り当てたつもりはないとおっしゃる。それはそれですね。そんなこととされるようなお人柄ではございせんから。それは私もそう思ひますけれども、引き受ける方はいやですとは言えないのです。いやですとは言えない間柄に立っておる。

さて先ほど一番最初に、さはさりながら満期まで持っておれば額面高でちゃんと返ってくるんだから待っておたらいいじゃないか。しかし、現在の会計上決算すればやはり損失は立てざるを得ない。評価損が出ますわな。その評価損が出たものはそれはそのままですか。何とかならぬわけですか。損は損ですか。

○金子(一)國務大臣 評価損は帳簿上の損でございすので、必ずしもそれが実損につながるかは

私どもは決して考えておりません。

それからもう一つ、永末さん、これは御参考に申し上げておきたいのですけれども、これは最終的な数字じゃございせん、役所で幾つかの前提を置いた本年度の資金の需給見通しを立ててみたのでございす。昨年の金融機関の資金増です。三十二兆円増からことしは三十六、七兆円の増になる。民間貸し出しが去年は二十兆ぐらいであったものが二十二兆ぐらいになるだろう。それから国債、地方債、公債が去年は十一兆ぐらいであったものが十四兆ぐらいになるだろうというような数字が出ておまして、この点からもそうクラウディングアウトがすぐ起こる——クラウディングアウトの点から申しますと必ずしもすぐどうこうということはないという数字になっておりますので、これは全くの御参考に申し上げておきたいと存じます。

○永末委員 私どもは現在景気の動向から見まして、いまクラウディングアウト現象が起こるとは考えておりません。まだそんなに新たな資金状況が起こっておるとは私どもは判断しておりません。しかし、交付税率がこのままで特別措置等、暫定措置等が行われておりますけれども、差額は地方債でやれという政策が続いていけば、もう少ししたてば似たようなことがもし政府の言うように資金上起こるとすれば必ずかぶさってくる現象である。したがって、地方債で財政需要をやれというような政策は一体それをどこまで続けるつもりなのか、改めるつもりなのかということとはやはりこの際聞いておかねばならぬ。

一つ伺いたいのは、先ほど、地方債というのは本質的に国債と違って、特に割り当てられておるのは地方金融機関でございすから重荷になっておるが、これに対する市場をつくらうということ、これは金融市場でございすから大蔵省の考えることだと思ひます。自治省では何ともならぬ話だと思ひますが、大蔵大臣はそういう必要性を感じられますか。

○森岡政府委員 率直に申しまして、自治省がい

かに希望いたしましたも自治省だけで片がつく問題でございせんが、主として繰越債を消化していただいております地方銀行の方では、いまお示しのよう市場に繰越債を流通するような仕組みをつくっていただきたい。あるいはまた、日銀の適格担保対象にしてみたいという要望が非常に強うございす。その点につきまして自治省といたしましては、大蔵省なり日銀にかねがね御要請をしておりますけれども、なかなかかはかしくこの問題についての結末が出ないというところで、大蔵私どももいたしましては焦燥の感を持っております次第でございす。

○永末委員 はかばかしくお答えが出ないと言

う、大蔵大臣、はかばかしいお答えをひとつ。○金子(一)國務大臣 自治省からいろいろ地方からの御要望が出ておる点も伺っております。これは大事な研究課題である、こう思ひます。十分検討させていただきます。

○永末委員 十分検討していただきたい。質問を終わります。

○松野委員長 三谷秀治君。

○三谷委員 大臣、お疲れのようですからごく簡潔に。

基準財政需要額と基準財政収入額の差額が地方交付税で補てんされる、これが地方財政の基本の構造になっております。そこで最近の地方財政措置を見ると、その差額を交付税特会で借り入れまして、借入金で応急に糊塗的な措置をとる。その借入金の五〇％を償還時に国が補てんする。借入金半ばは地方が負担する。要するに財政需要額と財政収入額の差額は交付税で補てんするのでなしに、半ばを国が臨時で措置し、半ばを地方の負担として地方がこれを負担をする、こういう処置がとられております。これは交付税制度の根本的な改悪になっております。既存の財政秩序を根底から破壊する内容になってしまっている。本来交付税において処置されるべきものであつて交付税額が不足すれば税率の改定をするという法のたてまえであります、このような違法処置がとられ

てきておるのに対して私どもはまことに不審にたえませんが、いかがでしょう。

○金子(一)國務大臣 御指摘をまつまでもなく全く異例の措置と考へます。御承知のとおり、ここ数年国も地方も財政情勢が非常に悪くなりまして、しかも国、地方を取り巻く経済環境が特殊異例の状況になっておりますために、いまお話しのような地方交付税率の引き上げなり行財政制度の改正を行うには余りにも時期的にふさわしくない、もう少し局面が落ちついたところで先の見通しを立てて、改正なら改正に取り組み、税率引き上げなら税率引き上げに踏み込むことが適当である、こういうような考え方からいいますと、このような糊塗的な便法をとっておる状況でございす。

○三谷委員 法律の定めによりまして、引き続き著しく地方財政が不足した場合、交付税率その他の改正をするとなつておりますが、著しくというのは一〇％程度、それから引き続きといひますのは三年というのが基準になっておりまして、この基準はとくに超過しておるわけでありす。そうしますと、当然交付税率の改定が行われるのが法律上のたてまえだと私は考へておるわけでありす、いまのお答えを聞きますと、いまは時期が悪いとおっしゃっておりますが、そうしますと、いつかの時期にはその率の改定をやるという御意思があらうなんでしょうか。

○吉野政府委員 先生ただいま御指摘のとおり、交付税法では、引き続き著しく所要財源とのギャップが生じた場合には、地方行財政制度の改正あるいはまた交付税率の変更を行うというよう規定がございす。実は五十年以降以降、お尋ねのような地方も非常に大きな財源不足になったわけとございす。そこで昨五十三年度でございす、まさしくこの交付税法上の規定に該当するといふ認識のもとに、自治省とも御相談をいたしまして、交付税を臨時に増額をする、その増額の仕方につきましては、交付税特別会計におきまして借り入れをする、そうしましてその借り入れの償還につきましては、実質的に国がその二分の一を

計画的に負担をしてまいる、こういういわば制度改正をしようというところで昨年度法律改正をお願いをいたしまして、一種のルールをいたしましてお決めをいただいたわけでございまして。五十四年度におきましても、昨年度一応ルール化されました仕組みのとりまして地方財政上の手当てをしていくわけでございまして。

○三谷委員 これが法改正とおっしゃっておりますが、これは法という体系を形成しないというのが私の考えです。なぜならば、これは問題が本質的に解決しないんだ。たとえば地方が半額負担するという処置がとられておりますが、その半額負担すべき償還金は地方では何を財源にして捻出するわけですか。それが法定されなければ地方交付税法にいうところの法改正には該当しない。要するに、これは法の体系とかいうふうなものではないに、欺瞞的な処置をとっただけなんだ。したがって、地方が半額負担するといふのだけれども、その財源の保障をどうするか、これが入っていないければ法としては通用するものではないんだ。その半分の地方が負担する分は一体どうなるのですか。地方に財源を回すのか、あるいはその他の何らかの地方財源に対する処置がとられるのかどうか、それが一貫して出てこなければ、それは法の改正とは言えませんよ。

○吉野政府委員 交付税特別会計のいわば実質的な地方負担分の償還財源は一体どうなるのかというお尋ねでございまして。現在、交付税特別会計で昨年度から借り入れをいたしておりますが、いま具体的に、たとえば年度別に計画的に財源を明示をするというところはもちろんできないわけでございますが、観念的に申し上げますが、たまたまから申しますれば、やはり地方財政が好転し、あるいはまた地方行政制度が改正された際におきましては、その時点で以降におきまして地方交付税を含めたいという地方団体の一般財源によりまして償還をするということになろうかと存じます。

○三谷委員 それはまあ希望的な観測というか一種の願望でもいいですか、そういう要素のもの

であって、この法律を保障する何らかの物質的あるいは計数的な内容が含まれていない。ただ、まあ地方が半分持つ、国が半分持つ。元来はこれは国が持つべきものなんです。地方に持たす限りは財源をつけないければ、どうして地方が半額の負担を持てますか。そういうふうな財源がないから交付税で処置しているわけですか。その財源がなくて交付税で処置すべきものを処置しないで、地方が半額持つというふうなことをしたって、これは一体どうするのですか。全くこれは一つの法律として完成していない。いわゆる瑕疵のある処置をおとりになっている。それで法の改正だ、法の改正だとおっしゃっている。それは法の改正になっておりやしません。半額負担する限りは、その負担はこうすべきである、このように処置するんだという裏づけを同時にやらなければ、それは財源保障、地方自治体の財源の問題は何一つ解決するものではありません。

○吉野政府委員 私どもも、現在お願いをいたしておりますやり方が決して望ましい姿とは考えているわけではないわけでございます。先ほど来大臣からも御説明がございましたように、現在国も地方も、いずれも大量の国債あるいは地方債に抱えられたきわめて窮乏した財政状況にございまして。そういう財政の状況の実態を踏まえまして、国も地方もともに相対するに現実的な対策をいたしまして考えましたのが、昨年度末の当分の間の措置としてのルールであるわけでございまして。私どもも、やはり一番肝要なことは、このような異例の措置なしに済むように、国も地方も歳入歳入両面にわたりますして徹底的な見直しをして、財政再建を一刻も早くやるということが根本的な解決になるのであろう、こういうふうな考えているわけでございまして。

○三谷委員 望ましい姿でないとおっしゃいますけれども、地方自治の本旨、同時に地方の財政の自主性を尊重する立場に立ちますならば、余りにも便宜的に過ぎます。御都合主義的なんです。地方財政につきましてはいろいろ財源が国も地方も

窮乏だとおっしゃっておりますが、その財政事情等におきまして選択権というものは政府が持ちになつて、その選択に基づいて国の政策を進めてこられたわけでありまして、たとえばパンか大砲かというふうな比喩もありまされども、軍事費にどんな金をつぎ込む、これが政府の政策でありますならば、それから出てくる財源難というものについては政府が責任を持ってやってもいいとせんと、地方自治の本旨なんというものは全く口頭禅に終わってしまいます。

そういう点から申しましてこの処置が非常に好ましくないわけでありまして、財源を移譲しないでやるとしますならば、現行の交付税法の改正をやる。これはいまの状態から見ますと、現行の国税三税でいきますと六〇％ぐらいが必要になっております。それから、三税のほかに相続税、物品税あるいは印紙収入を含めたものにしますと、これを対象にしますと、大体五〇％ぐらい要ります。それから国税収入総額にリンクしますと四〇％程度、こういう状況になっておるわけでありまして。そのほかには、国債発行額の一部を交付税として配分する処置等もあるわけでありまして、何らかの処置をとらなければ、後の解決が全然見通しがない処置に終わっているわけでありまして。一体、これは完結した処置になっていないわけだ。一体、将来地方が持つべき借入金金の半額分はどうなっていくのか、どういう計画をもってどう処置するのか、これは全く五里霧中になっております。そういうことではないのか、私は大変疑問を持っております。御意見があればお聞きしたいと思ふ。

○吉野政府委員 国の場合も実は同様でございまして、先般国債の大量発行に伴いまして、その償還財源についてしばしば御議論がございまして。この償還財源を、たとえば年度別あるいは財源別に明らかにすべきではないかという御議論があったわけでございますが、私どももいたしましては、その償還財源なりあるいはその調達の方法につきまして明らかにしますためには、十年先あ

るいは十数年先までの経済全体を的確に見通しまして、さらにまたその経済の中でいよいよ一般的な財源の調達につきまして、さらに具体的に、租税収入について申し上げますれば、いわば税目別にその内訳を明らかにするところまで到達しなければ回答がでないわけでございまして。

同じように、私は地方財政についても同様かと存じます。御指摘のように、大量の地方債、それから交付税特別会計での借入金の償還財源が懸念をされるわけでございまして、御心配は確かに私もつてもございまして。私どももその点につきまして非常に危惧をいたしているわけでございまして。しかしながら、繰り返すにようになりますけれども、その償還財源を具体的にいつどのような形で調達をするかということになりますと、国の場合と同様でございまして、十数年先にわたります地方財政につきましての計画、いわば財源計画が明らかになりませんと明示をすることはできないというところは御理解いただけたかと存じます。

いずれにいたしましても、私どもは、交付税特別会計におきまして借り入れをして、その二分の一は地方団体に御負担をいただくわけでございまして、その償還の都度、その償還金は地方財政計画の中に繰り込まれまして、地方財政計画上の措置としてそれぞれの年度において適切な措置がとられるべきものである、こういうふうな考えをわけでございまして。

○三谷委員 いまの問題ですけれども、これを繰り返してまいりますと時間がたちますから省略しておきますけれども、地方財政に対する処置というものも余りにも国の便宜主義に随って過ぎている。いろいろ国の政策をやつてこられた。たとえば田中総理の時分には消費は美德である消費の拡大を盛んにおおるかと、急転して今度は必要抑制だ、起債も容易には認めないというふうなことをおやりになるかと思ふ、今度はまた景気刺激だ、そして投資の拡大だ、こういう処置をおとりになる。その政府の一瞥一笑に地方自治体は動かされて、そういう財政が全くこ

れは行き詰まってくる。しかも何ら償還の当てもない負担を交付税法を事実上改悪して押しつけるということでは、これは地方自治というふうなものとは全く形骸化してしまっています。

まあそのことはきょうは時間の関係で私は申し上げておくだけしておきますが、もう一つは、総理が四月十一日の政府・自民党の首脳会議で一般消費税導入問題に關連しまして、国と地方の税配の見直し、地方への移譲、地方交付税率引き上げの考え方などを示したという報道があります。これについて大蔵省の所見を聞きたいと思うのです。

○金子(一)國務大臣 いまお話しのごいしました政府・与党の首脳会議でございすか、具体的にいまのように地方交付税の引き上げの御検討を命ぜられたという話は聞いておりません。恐らく何らかの誤報であろうかと思ひます。

○三谷委員 これは一つの新聞だけじゃないです。毎日もそうだし、日経もそうなんです。同様の趣旨の報道になっております。これは足立全国組織委員長が発言というのがかなりな比重を占めておりますが、総理もそのような御意見であるかのような報道になっております。これによりまして、その足立全国組織委員長の地方税の配分についての発言に対して、「自分もそう思う。徐々に地方に(税配分を)譲っていかねければ……」とおっしゃっておるようであります。これについては大蔵省の方では何らキャッチされてないわけでしょうか。

○金子(一)國務大臣 恐らく、いまの話を伺いますと、足立組織委員長から国と地方の財政問題が取り上げられて、税源の再配分の問題から事務の再配分の問題について、しっかりとひとつ検討をしようやというふうな事になったんだらうと思うのであります。これはもう前から言っておることでございまして、私ももとしましては現状がそのままでいいなとは決して考えておりません。できるだけ速やかに、経済が安定いたしました曉には、やはり地方といたしましても安定的な財源を

持つことが必要でございすし、また国としてもできるだけの事務の再配分をやる必要であると思ひますので、その基本的な考え方につきましては異論は私も持つてないわけでございます。ただ、具体的に何をどうするかというふうな話があったということは私、聞いていないわけでございます。

○三谷委員 一般消費税の配分に関連しまして、総理が地方財政危機を踏まえて、地方交付税率の引き上げを含めて、国税と地方税のあり方について再検討するとの考え方を示していらつしやるぐらいですから、大蔵省としても一般消費税の地方への配分についてお考えになっておると思うのです。大蔵省の一般消費税の配分についてのお考えはどうでしょうか。

先ほど聞きますと、まだ細かい具体の検討はしていないかのようにおっしゃっておりますが、しかしこれはすでに自治省と大蔵省の間でかなり見解は食い違つて、一般消費税をつくり出す上での一つのネックと言われているくらいでありますから、御意見、御見解はあるに違ひがない、それをお聞きたいと思ひます。

○金子(一)國務大臣 仮に五十五年度の早い時期に一般消費税の導入が許されるならば、私ももといたしましては、政府税制調査会で提案をしておりますように、地方の財源として地方消費税をつくるつもりであります。一般消費税の税率はまだ決めておりません。五%になるか何%になるか、最終的な詰めはまだ終わっておりませんが、その税額の五%程度を地方消費税として府県に配分するということが一つでございます。

それから、地方の窮迫度に応じて、財政需要に応じて一般消費税の国の収入の何%かを地方に、これは交付税にするか譲与税にするかまだ最終的に詰まっておりますけれども、それからまたその率も自治省と最終的な詰めに至っておりませんが、ひとつ早急に詰めて地方財源の安定に寄与させたい、こういう気持ちでありますことは事実でございます。

○三谷委員 そうしますと、地方消費税が……○金子(一)國務大臣 一般消費税の税率が恐らく五%になると思ひます。その五%の税率のうち何%かを地方消費税というところで府県に回し、それから何%かを財政需要に応じて地方に回す、その割合がちょっとまだ決まっていらない。さっき五%、五%と言いましたが、これは一般消費税の税率の五%の間違ひでございすので、訂正をさせていただきます。

○三谷委員 そうしますと、一般消費税のうちの何%かを地方消費税とする、それから一般消費税のうち何%かを交付税ないし譲与税として地方に配分する、こういうお考えですね。

自治省の方ではどういふお考えなんでしょうか。○森岡國務大臣 基本的にはいま大蔵大臣からお答えしましたような方向で考えておりますが、具体的に何%とするかという最終的な詰めはまだ行っておりません。

○三谷委員 大ざっぱな大蔵と自治との見解の相違点といふのは、これはここで公式におっしゃったかどうか知りませんが、新聞などの伝えるところによりますと、大蔵の方では全体の一般消費税の大体三〇%程度を地方に配分しよう、それから自治省の方は五〇%程度の配分、こういうそれぞれ見解の相違があると聞いておりますが、その点はどうございましょうか。

○森岡國務大臣 両大臣からお話ございましたように、具体的な率を挙げての事務的な詰めはいたしております。ただ、私ももといたしましては、当委員会でのような考え方を持っておりますのかという点に對しまして常々お答えしておりますように、現在の国と地方の一般財源の配分の割合といふものがいまお示しの自治省の意見という率でございすので、そういう強い期待を持っておるということをお委員会でも常々申し上げておる次第でございます。

○三谷委員 大蔵の方の三〇%案といふのは、それについては大蔵としてはどういふお考えなんでしょうか。

○金子(一)國務大臣 まだ公式の場で申し上げるような詰め段階に入っていないのです。強いて抽象的に申し上げれば、地方の財政の窮迫度に応じて配分をしたらどうかという気持ちを持つておるのでございす。

○三谷委員 自治省の方にお尋ねしますが、一般消費税の物価に対する影響はどのように推計されておりますか。

それから、配分が財政収入に寄与するとしても、他方では地方自治体が一般消費税の担税者になるわけでありまして、一概に寄与する面だけではないに、逆に物価の上昇もあり、かつそれに伴います財政需要増という問題もあるわけでありまして、結局どういふ試算が出てきましか。もしも自治省のお考えのように五〇%を地方に配分を受けるとして、それが需要をどのように膨張させて、そして実態として寄与する額がどの程度になるのか、そういう試算ができておりますでしょうか。

○森岡國務大臣 一般消費税が創設された場合には、公共部門が購入いたします財貨サービスの価格にもその消費税相当部分が上乗せになる、そういう意味合いで一般消費税を公共部門が負担するという結果になることは御指摘のとおりだと思いますが、しかし、これは単に地方の歳出だけではなくて、国の歳出も同じなわけでございます。

それで、いまの問題につきましては、実はまず国や地方の歳出というものはそういう要因だけで決まるものではないと私は思ひます。そのときどきの国民のニーズもありまして、あるいは社会情勢もありまして、そういうものもろものを総体的に勘案して歳出の水準を決めていく、これが公共部門の歳出の本来の性格だと思ひます。

と同時に、いま一つの問題は、一般消費税の創設をいたします場合にも、非課税あるいは免税点、その辺のところは十分詰まっております。それらがどうなるかによりまして非常に動いてまい

る問題でございますので、それらをかなりしさいに詰めませんと、いまお話しのような試算は私は困難であろうというふうに思っております次第でございます。

○三谷委員 五%の一般消費税を創設した場合、これはすべて物価にはね返るということが考えられます。その点については大蔵はどうお考えなんですか。

○金子(一)國務大臣 非課税物品もございまして、そういうものを外して考えなければいけません。消費者物価に及ぼす影響は、仮に五%の税率を採用いたすとしたしますならば、二・五%くらい引き上げになるかと思うのでございします。しかし、それは一回こっきりのものでございしたくない。何回も何回も累積するものではございせんので、普通の物価の累積する場合は違ふというふうに考えておる次第でございます。

○三谷委員 それから、企業の便乗値上げによります物価の高騰だとか、それからGNP減退によります地方税の減収などというものが懸念されるのではないかと。これも私たちは考えておりますが、その点はどうでありましょうか。

○金子(一)國務大臣 私どもの方は、いま御指摘のございました企業による便乗値上げだけは敢にやり締めをやっていかなければいかぬ、これをやったら大変なことになりますから。各国の状況なども、そういう点では十分資料を集めて準備をさせておるような状況でございます。

あとは自治省からお答えいたします。

○森岡政府委員 一般消費税のような新たな間接税を創設いたしました場合に、いわゆるデフレ効果というのがあるというふうな動いてくるかというの、これはいろいろの説があるようでございまして、必ずしも消費税を創設すれば一定の率でGNPの成長率が落ちるといふものでもないという説もありますし、それはやはりかなりの影響があるという説もありますし、その辺のところは私どもは非常にむずかしいと思ひます。大蔵当局ともその辺についていろいろ御意見も伺いながら考え

てまいりたいと思っておりますが、まだその辺のところについて確信を持ってお答えを申し上げる事情にはございません。

○金子(一)國務大臣 GNPに対する影響ということでございます。私はいまいうふうに考えているんですが、三谷さん。それだけを納税者から吸収してしまつて国が握つてしまふわけじゃございせん、それは直ちにその年度の主として社会保障関係の経費に充当されるわけでございます。それから、所得税や法人税の税金と同じように、直ちに政府支出なり地方の支出に充てられるということになる、デフレ効果というものはそれほど考える必要はないんじゃないか、こんなふうに私は考えておる次第でございます。

○三谷委員 もう時間ありませんが、これが社会福祉に使われるという保証はありませんので、これはいろいろ議論があると思ひます。ただこれは最もいい税制ではないということは、六百の地方自治体が反対の決議もしておりますし、業者団体はこぞって反対しているという状況を見ましても、これを創設します前にもつとやるべき税源がある。不正税制もありません、この間、参議院で問題にしました租税法主義に反する特殊な企業に対する減免税、この間同和という言葉を使つていました、全体の同和企業ではありませんが、一部の企業に対する法の定めがない減税であるとか、いろいろ問題があるようでありまして、そこら辺をまず整理をされて、それからお考えになるというのが私は一番妥当であろうと思っております。

時間が参りましたから、意見だけ述べて終わります。

○松野委員長 これにて大蔵大臣に対する質疑は終了いたしました。

次回は、明二十五日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後九時四十分散会

地方行政委員会議録第七号中正誤

ペシ	段行	誤	正
三	二七	少国	小国
七	四九	とか、どうか	とかどうか
六	四末	需要費	需用費
七	二二	討議をしよう	討議をしよう

同 第八号中正誤

ペシ	段行	誤	正
七	一末	言つても、	言つて、
九	二二	財政対策債	財源対策債
三	三二	ならぬじゃ	ならぬのじゃ
六	一三	自治自身	自治体自身
八	一三	述べよう	述べよ

